

砥 部 町 議 会  
令 和 5 年 第 2 回 定 例 会  
会 議 録

## 令和5年第2回砥部町議会定例会（第1日）会議録

|                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                          |  |  |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--|--|
| 招 集 年 月 日                                                        | 令和5年6月8日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                          |  |  |
| 招 集 場 所                                                          | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                          |  |  |
| 開 会                                                              | 令和5年6月8日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                          |  |  |
| 出 席 議 員                                                          | 1 番 高橋久美                      2 番 日野恵司                      3 番 木下敬二郎<br>4 番 原田公夫                      5 番 柿本 正                      6 番 東 勝一<br>7 番 佐々木公博                      8 番 小西昌博                      9 番 佐々木隆雄<br>10 番 松崎浩司                      11 番 大平弘子                      12 番 西岡利昌<br>13 番 山口元之                      15 番 平岡文男                      16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                          |  |  |
| 欠 席 議 員                                                          | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                          |  |  |
| 地 方 自 治 法<br>第121条第1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長                      佐川秀紀                      副町長                      岡田洋志<br>教育長                      大江章吾                      総務課長                      門田敬三<br>企画政策課長                      小中 学                      商工観光課長                      森本克也<br>戸籍税務課長                      古川雅志                      保険健康課長                      岩田恵子<br>介護福祉課長                      堀潤一郎                      子育て支援課長                      田中弘樹<br>建設課長                      門田 作                      農林課長                      池田晃一<br>生活環境課長                      白形大伸                      上下水道課長                      松田博之<br>会計管理者                      田邊敏之                      広田支所長                      町田忠彦<br>学校教育課長                      伊達定真                      社会教育課長                      山本勝彦 |                          |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 議会事務局長 藤田泰宏<br>庶務係長 東山泰久 |  |  |
| 会 議 録 署 名<br>議 員 の 指 名                                           | 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。<br>3 番 木下敬二郎                      4 番 原田公夫                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                          |  |  |
| 傍 聴 者                                                            | 2人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                          |  |  |

令和5年第2回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

・散 会

令和5年第2回砥部町議会定例会

令和5年6月8日（木）

午前9時30分開会

○議長（三谷喜好） ただいまから、令和5年第2回砥部町議会定例会を開会いたします。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 令和5年第2回定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、町政運営に関わる重要案件について御審議賜りますことに対し、厚く御礼を申し上げます。さて、発生から3年以上にわたり猛威を振るった新型コロナウイルスが、感染症法上の5類に移行され、本日で1か月が経過いたしました。マスクの着用や感染時の外出自粛が、個人の判断に委ねられるなど、制度上の大きな転換期となりましたが、現在のところ大きな混乱はなく、落ち着いた状況といえます。当該感染症は未だ終息したわけではなく、これまでの間に身についた習慣もあって、今はマスクを外すことや、対面での対応などに抵抗を感じる方もいらっしゃるかと思います。通常開催のイベントや、対面会議が再開されていくにつれ、コロナ以前の日常に戻っていくものと期待をしております。コロナ禍を機に進んだオンライン申請やWeb会議などにより、利便性の向上は図られてきましたが、私といたしましては、やはり、直接現地に赴き、膝を突き合わせ議論を交わせる環境が、人と人との信頼関係を深める原点であろうと感じております。先月19日から開催されたG7サミットは、アメリカをはじめとする各国首脳が、被爆地である広島に集い、核の脅威や被爆の実相に触れるとともに、国際秩序の堅持と平和への決意を発信するなど、大変意義深いものとなりましたが、成功の背景には、対面により同じ空間を共有し、表情や言葉以外の情報を読み取りながら、信頼関係を構築できたことが大きかったのではないかと思います。本町におきましても、引き続き、DXの推進など多様な手段の確保に取り組むとともに、住民の最も身近な存在である基礎自治体として、原点に立ち戻り、町政運営に努めてまいりますので、議員の皆様の御協力をお願いいたします。国政におきましては、ゼレンスキー大統領のサミットへの電撃参加や、日韓首脳会談の再開など、外交面において一定の成果を上げられたことから、早期の衆議院解散も取り沙汰されておりますが、ロシアによるウクライナ侵攻は続いており、少子化対策をはじめとした内政課題も山積する中、岸田政権には、引き続き、日本が直面する諸課題への取組に注力をいただきたいと思います。それでは、本定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。専決処分の承認が5件、専決処分の報告が2件、出資法人の経営状況の報告が1件、繰越計算書の報告が3件、条例制定に関する議案が1件、条例改正に関する議案が1件、補正予算が2件、農業委員会委員の任命に係る同意案件が18件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で説明をさせていただきますので、御議決賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三谷喜好） これから、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番木下敬二郎議員、4番原田公夫議員を指名いたします。

~~~~~

## 日程第2 会期の決定

○議長（三谷喜好） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、去る5月31日開催の議会運営委員会において、本日から16日までの9日間としております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から16日までの9日間と決定をいたしました。

~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（三谷喜好） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、御報告を申し上げます。次に、監査委員より4月末の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

## 日程第4 行政報告

○議長（三谷喜好） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項についてを報告を求めます。岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 令和5年3月議会後からの行政報告を行います。お手元にお配りの行政報告を御覧ください。総務課。（1）2月20日から5月22日までの落札の状況でございます。入札件数39件、設計総額2億4,206万3,000円。落札総額2億254万5,000円、落札率83.7%。内訳につきましては、御覧のとおりでございます。（2）4月21日、拾町地区で建物火災が発生し、消防団員50人が消火活動のため出動しました。詳細は、御覧のとおりです。（3）4月28日、陶街道ゆとり公園で、消防技術訓練を開催しました。消防団員169人が参加し、規律や消防器具の取扱いなどに取り組みました。（4）5月14日、出水区に備え、八倉地区の重信川河川敷で水防工法訓練を開催しました。国土交通省、防災エキスパートの指導のもと、消防団員167人が参加し、ロープワークや改良土のう積み工などに取り組みました。2ページをお願いします。（5）6月2日、台風2号及び梅雨前線の影響に伴い、町内に大雨（土砂災害）警報、洪水警報が発表され、住民の安全確保を図るため、自主避難所を開設しました。詳細は、御覧のとおりです。（6）任期満了に伴う、第20回愛媛

県議会議員選挙が3月31日に告示、4月9日投開票されました。投開票の結果は、御覧のとおりです。企画政策課。（１）4月28日、松山南高等学校及び株式会社オートクチュールと包括連携協定を締結し、分校の魅力化、地域課題の解決に資するため、3者が協働による活動を展開していきます。（２）6月1日、移住定住を促進するため、地域おこし協力隊員を1人採用しました。詳細は、御覧のとおりです。3ページをお願いします。商工観光課。（１）4月15、16日の2日間、陶街道ゆとり公園及び砥部焼伝統産業会館において、4年ぶりに砥部焼まつりを通常開催し、約7万5,000人の来場がありました。（２）5月27、28日の2日間、松山市の花園町通り商店街において、昨年に引き続き、窯元による対面販売方式で砥部焼まつりを開催し、約2万人の来場がありました。保険健康課。5月31日集計時点の新型コロナワクチン接種実績です。接種回数ごとの接種者数、接種率は、御覧のとおりです。介護福祉課。4月6日、第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会、陸上競技200メートル及び100メートル女子の部で優勝された砥部中学校3年生の井門結さんに、いきいき砥部大賞を贈りました。4ページをお願いします。子育て支援課。（１）令和5年度学級編成、5月1日現在。保育所総園児数263人、部屋数19室、認定こども園総園児数67人、部屋数5室。幼稚園総園児数61人、部屋数6室。放課後児童クラブ総児童数305人、クラブ数9クラブ。各施設の年齢別園児数、室数等詳細につきましては、4ページから5ページの中段の表のとおりでございます。5ページの表の下、（２）主要工事の進捗状況。JAえひめ中央宮内集荷場解体工事、3月30日完成。農林課。6月6日、株式会社アイグランと建築物木材利用促進協定を締結しました。同社は、町内で進める民設民営の保育施設の木造化や木質化、木育を推進することで、カーボンニュートラルの実現、SDGsの達成に貢献していきます。6ページをお願いします。生活環境課。3月28日、中予圏域の3市3町が将来にわたって松山市で安定的ごみ処理を行うため、ごみ処理広域化に関する基本合意書を締結しました。上下水道課。主要工事の進捗状況、5月末時点、公共下水道事業関係、面整備。令和4年度からの繰越分。高尾田区69工区、進捗率95%。学校教育課。令和5年度学級編成、5月1日現在。小学校総児童数1,021人、学級数44学級、中学校総生徒数515人、学級数18学級。各小中学校の内訳は、7ページの表のとおりでございます。社会教育課。主要工事の進捗状況、5月末時点。令和3年度からの繰越分。文化会館・町立図書館空調設備更新工事、進捗率95%。以上で、行政報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 以上で、行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 一般質問

○議長（三谷喜好） 日程第5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は、35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されるよう、議員各位の御協力をお願いいたします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を得てから発言をしてください。では、質問を許します。9番佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 9番佐々木隆雄でございます。今回私、3点全て教育長にお尋ねするというふうな質問になっております。よろしくお願いいたします。まず第1点目です。学校給食の無償化に関する質問でございます。コロナ禍における物価高騰等に対応し、学校給食費の保護者負担軽減を図る給食費の無償化が全国的に広がってきています。本町では、今年1月から3月まで実施していただいたところでございますが、最近では、四国中央市で1年間無償化されるといった報道がありました。政権与党である自民党幹事長も、少子化対策の一つとして給食費の無償化を目指す考えを明らかにしており、一部自治体で実施している新型コロナ対応地方創生臨時交付金を活用した取組を念頭に、無償化の財源として交付金措置についても言及がありました。本町でも、交付金を活用し再度無償化に取り組まれているかがでしょうか。教育長の御所見をお伺いいたします。2点目は、教員の勤務実態と具体的な改善方法、対策についてお尋ねいたします。先日公表されました2022年度の教員勤務実態調査の結果では、教員の長時間労働が、以下3点のように明らかになりました。①教員の平日1日あたりの在校等時間は、小学校10時間45分、中学校11時間1分。②授業準備や試験問題作成などの持ち帰り業務も含めた労働時間は、小学校11時間22分、中学校11時間33分。③過労死ラインとされる月80時間超の残業に相当する学校内勤務時間、週60時間以上の教員の割合は、小学校14.2%、中学校36.6%。こういった各項目について、町内の小中学校教員の平均はどのような状況になっているのでしょうか。また、教員の待遇改善に向けて、教職員給与特別措置法、通称、給特法と言われておりますが、この改正も大きな論点に今なっております。それに併せて、教職員の大幅な増員も、私は必要じゃないかというふうに思っております。以上、勤務実態や増員に関して、教育長の御所見をお伺いいたします。3点目は、録音図書の導入をとということでございますが、通常図書館に並んでいるような活字の図書は、視覚に障がいのある人たちにとっては読みにくく、また、読むことができません。そこで、耳で聴いて読書できるよう朗読し、その音声を収録した録音図書を、ボランティアの方々を活用して導入してはいかがでしょうか。これも、教育長の御所見をお伺いいたします。以上、3点です。よろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをさせていただきます。はじめに、学校給食の無償化についての御質問でございますが、光熱費や食料品などの物価高騰によって、負担が増えている子育て世帯を支援するため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、今年度におきましては、2学期と3学期の給食費を無償化したいと考えておりますので、本定例会におきまして御審議賜りますようお願いをいたします。次に、教員の勤務実態と改善対策についての御質問ですが、公表された2022年度教員勤務実態調査は、小学校1,200校、中学校1,200校、高等学校300校を抽出して行われたもので、本町の小中学校で対象となった学校はございません。したがって、これから申し上げる数値は、本町が導入している校務支援システム、この令和4年度の出退勤情報及び聞き取りを基に調査したものであります。まず、1点目の管理職を含む教職員の平日1日あたりの在校時間は、小学校で10時間36分、中学校で10時間46分となっております。2点目の持ち帰

り業務を含めた労働時間につきましては、小学校で10時間52分、中学校で11時間18分となっております。3点目の月80時間超の残業に相当する割合でございますが、小学校で約4パーセント、中学校で約24パーセントとなっております。なお、月80時間以上の残業が見受けられる教職員につきましては、校長を通じて改善するよう、さらに指導をしてまいりたいと思います。また、いわゆる給特法の議論と併せて、教職員の大幅増員が必要との御指摘でございますが、35人学級の推進や教科担任制に対応していくためにも、教職員の増員は、重要課題であると考えております。この点につきましては、県教育委員会に委ねるところが大きいわけでございますが、町が直接関与できることは、学校と協働して教職員の負担軽減に努めてまいります。最後に、録音図書の導入についての御質問ですが、現在、図書館には、視覚障がい者や高齢者など、読書困難者のため、録音図書を283点備え付けており、また、昨年10月には、音声読み上げ機能も備えた電子図書館を導入をいたしました。録音図書は、読み方をはじめ、地図や写真をどのように説明するかなど、読み上げるための特別な技術が必要で、1点完成させるためには、大変な労力と時間が必要であることから、現時点では、ボランティアによる録音図書を導入する考えはございませんが、随時、市販の録音図書を購入し、充実を図ってまいりたいと考えております。なお、住民の自発的なボランティア活動が行われるようになった場合には、十分にバックアップさせていただきたいと考えております。以上、佐々木隆雄議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 9番佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） まず第1点目の所では、この今回の議会の方に、2学期・3学期と無償にしたいというふうなことが提案されるというふうなことで、非常にうれしく思っております。この給食費の問題につきましては、私は何回か取り上げてまいりました。思い起こせばというほどではないんですが、去年の12月議会には、市民団体から国に対して給食費の無償化を求める請願を紹介議員となって議会に提出いたしました。残念ながら賛同を得られなかったんですけども、そういった経過があるにもかかわらず、今回町の方でこういう対応をとっていただいたと本当にうれしく思います。砥部町が迅速に判断されたことは、町民の皆さんからも大いに評価されるのではないかと確信をしております。引き続く会議の中での、全議員の皆さんの賛同がいただけるものと確信をいたしております。2点目の方に移りたいと思います。今回の調査には、この砥部町内の小中学校は対象でなかったというふうなことで、令和4年度のそれぞれの時間を今紹介いただきまして、比較的平均よりはそれぞれ少ないんだなというふうなことは分かりました。私が令和2年、2020年の3月議会で質問したときには、たまたまなんですけども、学校行事と重なって、勤務時間が麻生小学校では増えておりましたが、それはそういう理由があったということでございましたが、他の所では減っておる、勤務時間が減っているんだというふうな傾向があることを今の教育長からの報告でも十分認識できました。3月議会で、このときに学級の人数についてもお聞きしましたし、先ほどの副町長の行政報告の中にも各小学校の人数も出ておりました。そういった数字も比べてみますと、やはり麻生小学校が、やや1クラスの人数が35人以上ぐらいになるような傾向があるんですけども、一頃はですね、ほぼ30人を下回っているというふうな状況もあった



かと思います。そういった意味では、やはり教職員、特に教員の数を、あの時もお願いしましたし、今回もまた質問もさせてもらっておりますが、やはり教育長も御認識も同じように、やはりもっと減らすべきだというふうなことです。なかなか町単独でというのは難しいんですが、大いにこれは、県やまして国の方にも力強く訴えもしていただいき、やはり30人学級を早く実現できるように努力をしていただければというふうに思います。幾つかいろんなデータも持ってもきましたんですが、教育長の答弁で、鋭意努力をしていただくというふうなことです。余り深くは取り上げないというふうにしたいと思います。ただ、給特法というこの問題については、これはまさに法律の関係でございますが、以前お尋ねしたときに、これは門田現総務課長が当時教育課の課長されておまして、4%というのがどれぐらいの金額になりますかというふうな質問をさせてもらったことがあるんですけど、現状で大体どれぐらいの金額になるかというのは、試算とかいうのはされてませんか。

○議長（三谷喜好） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをさせていただきます。教職員の給料表につきましては、個人でそれぞれ基本給等も違いますので、一概に平均という数字では持ちあわせておりません。ただ30万円でいくとすれば、4%ということで、1万2,000円程度という形になろうかと考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 同じような御答弁だったと思いますが、今の国の方で、4%からこれを10%にとかいうふうなことも、議論としてされるようなことにもなってるみたいですが、4%が10%にとかいうふうなことならば、やっぱり今の数字から見ますと、1万数千円ぐらいというふうなことになるんだと思うんですが、やはり現場の先生方からしましたら、ああいふ制度そのものがやっぱりなくなって、残業は残業としてきっちりね、付けてもらいたいというふうなことになるんだと思います。それから、法令を見てみましたら、十分に私が理解してるわけではないんですが、何かその特殊な例を除いては、先生には残業しなさいというふうな指示が出せないというふうな、どうも文書にこの条文がなってるみたいなんで、その辺についても、やはりこの法令そのものをなくさない限りは、そういったことが暗黙のうちにですね、残業しなさいと言わないけれどもしなければならぬような、そんなことにもなりうるというふうなことも、いろんな方から指摘をされているようですので、これは今ここでね、教育長にどうこうしろということではないんですが、そういった実態もあるんだというふうなことは十分に理解をしておいていただければと思います。続いて、3点目の録音図書の関係の所にまいります。私も実際に図書館に行って、コーナーも見せてもらいました。300足らずだというふうに、280いくつか言われましたんですが、いわゆるその小説なんかを中心に、子供向けの昔話だとか、朗読というふうなことで、非常に朗読の場合はですね、読み手が、感情も入れ、やっぱり聴き手に、どうやって伝えようかということで本当に苦労して録音されてるというふうなことのようなんですが、点字といいますかね、やや感情を抜きにした事実を知りたいのと、新聞社なんかそういうサービスもやってる所もあるというふうには聞いておりますが、比較的平易な読み方で中身を伝えるということが重要なんだとい

うふうなことで、そういう形での現実かというと朗読、ここでの朗読が、今言いましたように感情がしっかり入ってて、聴き手もその情景まで浮かべられるようなことができるような朗読が、300 弱あるということなんですけども、私がさらに取り上げたいのは、今言いましたですね、例えば新聞記事のような感情がなくても事実を知らせるようなね、そういうふうな中身の録音図書というのも今後研究もしていただければというふうに思いますが、そういったその状況を作るというのは可能でしょうか。

○議長（三谷喜好） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） ただいまの佐々木隆雄議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、録音図書につきましては、議員さんの御質問のとおり、朗読とは違い、登場人物や場面の声色を強く表現する、劇的な手法を使わずに、どちらかというとアナウンサーがニュースを読むような方法に近いものでございます。それとあと、地図や写真、絵などについても、どのように表現するかっていうのを、前もって準備をいたしまして、1冊の本を作り上げていくような形となります。御質問にありました、録音図書をボランティアの方で養成をという御質問の関係でございますが、まず、県とか県の方の視聴覚障がい者の協会の方に問合せを行ったんですが、そういった講師の方を派遣するような制度、登録が一応ないということ。それと、先進の所で実際に講座を行っている市町の方にも確認をしたんですが、その養成に2、3年かかる。それと、先ほど申しましたように、本を朗読するだけではないので、1冊の本を製作、作成するのに、1年ぐらいかかるというようなお話でございました。現在、視聴覚の方から図書館の方にそういった録音図書を作成してほしいというような要望もございません。それと、教育長の答弁にもありました、昨年10月より電子図書館の方を導入いたしまして、視覚障がい者向けの利用支援サイトがございます。その中で、読み上げ機能も付いてる図書の方もありますので、そちらの方の御利用を推進していきたいと考えております。以上で、佐々木隆雄議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） なかなか特殊なもので、難しそうというようなことは分かりました。私も図書館に行って、このCDの、朗読のCDの所で、館長さんにもお伺いしたんですけども、高齢の方が、特にお2の方が、もう毎日のようにファンで来られてますよというふうなことを聞きましてですね、この方は、高齢の方というようなことだったんですけども、こういうふうなものを、大事に利用していただいているというようなことも分かりました。私は、いろんな形で、図書館をもっともっとよくしていただきたいというようなことで、いろんな質問もさせていただき、十分にいろんな対応も取っていただいております。今回も、たまたま先日、加齢性難聴者の補聴器購入に町の補助をというふうな署名活動をしようとした人たちと、町長に署名用紙をお届けに来させていただいたんですけども、その署名を集めてる人たちの中からですね、たまたまよその自治体で、何かそういうこの読み聞かせとは違った、そういうボランティアで録音して、それを利用者に渡してるというふうなことをやってる所があるんだけど、砥部町でもそういうことができれば、より図書館がみんなに開かれたものになるのになんていうふうな、そういう声があったというふうなことをお聞きして、今回質

問させていただきました。いずれにしても、もっともっとよくなるように、これからも努力していただければというふうな要望を述べさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木隆雄議員の質問を終わります。2番日野恵司議員。

○2番（日野恵司） 2番、日野恵司でございます。本日2問の質問をさせていただきます。

まず1問目でございます。法定外公共物の維持管理についてでございます。道路法や河川法が適用されない里道・水路などの法定外公共物は、平成12年4月に地方分権一括法が施行されまして、平成17年3月までに市町村に無償で譲与されております。現在、所有・管理ともに市町村となっておりますが、地域に密着していることから、地元で維持管理を行っているのが現状でございます。しかし今後、少子高齢化による担い手の減少などにより、どこの地域でも維持管理が非常に難しくなることが予想をされます。法定外公共物の管理者である町として、現在の実態をどのように把握しているのか、さらには今後、法定外公共物の維持について、どのように取り組んでいくのか、町長の御所見をお願いをしたい、このように思っております。2問目でございます。こどもまんなか社会実現のための組織の再編はということでございます。近年、社会の急激な変化や多様化などの影響で、子供を取り巻く環境は大きく様変わりをしております。少子化の問題や児童虐待、あるいは貧困といった難しい問題に取り組む司令塔としまして、国は、こどもまんなか社会実現を目指すために、本年4月にこども家庭庁を発足させております。これまで、各省庁でバラバラに行われていた子供の政策を一本化することで、子供に関する諸課題解決に向けた期待が、高まっております。このような国の再編に対応して、本町でも機能的、あるいは機動的な組織機構となるような見直しをしてはどうかと考えておりますが、町長としての御所見をお願いしたいと思います。以上2問、よろしくお願いをいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 日野議員の御質問にお答えします。はじめに、法定外公共物の維持管理についての御質問ですが、議員御指摘のとおり、里道や水路などの法定外公共物は、平成17年までに町に譲与され、一体的な管理が求められる中で、境界確認や使用許可、用途廃止などの財産管理を町が担い、草刈りや補修などの機能管理については、従来の慣例や受益者負担の観点から、区や水利組合をお願いしているところです。担い手の減少や、宅地化による農地の減少など、地元関係者の聞き取りから、機能管理が難しくなっている箇所があることは把握しておりますが、相談をいただければ、管理の負担を軽減する改修に対する補助制度の活用や用途廃止による払い下げなど、個別の事例に応じて対応することにしておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。次に、こどもまんなか社会実現のための組織再編はとの御質問ですが、まず、本町における組織再編にあたっては、主要施策の変化を踏まえ、3年程度を周期に全体的な見直しを行うとともに、毎年総務課において、各課の事務分掌や人員体制に係るヒアリングを実施し、適宜必要な見直しを行っております。前回の大幅な再編は、令和2年4月に行っておりますが、3年が経過したこと、定年延長制度が本格導入されることを踏まえ、令和6年4月に向けては大幅な組織再編が必要と考えてお

り、こども家庭庁の発足に伴う対応も併せて検討していくこととなります。本町におきましては、平成 29 年度より子育て支援課を設け、既に子育て支援施策の集約化を図るとともに、令和 2 年度には子育て支援センターとべっころを開設し、保護者間の交流や専門職による相談体制を整備するなど、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築をしています。福祉・教育分野の各課との連携も進んでいることから、現時点におきましても、国の体制変更に伴う混乱はありませんが、全庁的な組織改編の中で、より機能的・機動的な体制を検討してまいりたいと考えています。以上で、日野議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2 番（日野恵司） ありがとうございます。この平成 17 年 3 月、もう既に 20 年弱が経ってるわけですが、法定外公共物が譲与されておりますが、全国のいろんな資料を見ても、かなり多くの、もう想像を絶するぐらいの数ですね、あるんじゃないかというふうに考えておりますが、本町においてはどのぐらいの箇所ですね、里道あるいは水路、こういった所が何箇所ぐらいあるのか、もし調べておいででしたら、お聞かせ願えたらと思います。

○議長（三谷喜好） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） ただいまの日野議員の御質問にお答えいたします。譲与を受けた個数でございます。里道が 4,400、水路が 2,785 か所、合計 7,185 か所となっております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2 番（日野恵司） ありがとうございます。里道で 4,400、水路で 2,785、合わせて 7,200 弱ということでございます。かなりの多い箇所ですね、あるんだろうと思います。これを言ってみれば町が全て管理するというのは、これは大変な至難の業じゃなかろうかと思いますが、現行は、地区とかあるいは水利組合の方がやられているというのが現状だろうと思います。先ほど言いましたように、非常に高齢化も進んでいると。町長答弁にもありましたように、ケースバイケースでいろんなことを補助はしますよということでございますので、地区の方から相談があればですね、ぜひ前向きに対応していただき、この里道の中には、一人が通れるぐらいの道もあれば、生活道路として使ってる所もひょっとしたらあるんじゃないかと思うんですが、このところ 1 点、ちょっと今の建設課長にお尋ねしたいんですが、こういう生活道路として使ってる里道も、今現在砥部町にはあるわけですか、どうなんですか。

○議長（三谷喜好） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 日野議員さんの御質問にお答えいたします。生活道路として使っている農道も、その件数の中に含まれております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2 番（日野恵司） 生活道路としてもあるということは、特にそういう道路も、災害時には利用するというので、やはり地域の方が積極的にやるとか、あるいは町

も、いろんな形でサポートしていただくとかいうことにしないと、なかなか大変だろうなというふうには思っておりますが、ちなみに、これあくまで参考で、参考になるかどうかと、砥部町でも7,200ぐらいあるわけで、これは私が調べよってですね、近隣の市町村はなかなか何箇所とかいうのは分からないんですが、ある資料を調べておりましたら、松本市は2万箇所ぐらいあるそうでございます。両方合わせてですね。もう一つ資料を見ておってですね、びっくりしたのは、金沢市ですね、金沢市。ここはですね、何箇所とかいう表示がないんですが、何キロメートル、全部合わせてですね里道・水路、そういったものを合わせて何キロメートルという表示をしております。それがですね、何回もこう見直してみたんです。こんな数字うそだろうと思うような数字だったもんですから、ちょっと何回も見直ししてみますとですね、金沢市には国から譲与を受けた里道が約5,800キロ、水路が6,900キロ、延べにしたらそのぐらいのですね、大変な距離の里道と水路があるということですね。6,900と言ったら正直言いまして、日本列島北から南まで行けばですね、3,300ぐらいのキロですから、往復してもまだ余るということになります。これはあくまでも金沢市のことでございますけれども、ここはもともと水路の町みたいなところの要素がありますので、これだけ多くの水路が、法定外公共物になってるんだと思いますが、こういうものを維持管理していくってのは、本当に大変なもんだなというのは思っております。それでもう一つ御質問なんですが、高尾田地区の方にもそうなんですが、農地がですね、もう転用されて住宅になってる所は大分あるかと思うんですが、こういう所には、私もどこが里道でっていうのは理解はしておりませんが、そういう所には、必ずそういう里道あるいは水路等もあるんじゃないかと思いますが、そこを開発許可したときに全部造成をすると。そうなりますと、先ほどの答弁にありましたように、用途廃止をするということにして払い下げと、こういった場合のケースが多分に農地を開発する場合にはあるんじゃないかなろうかと思いますが、そのときのですね、例えば里道、これは権利は町にありますので、里道・水路も潰す、用途廃止となったときの評価額、これはその土地の評価と同じような形で評価するのか、あるいはそれを売買したときには町の収入としてなるのかどうか、それちょっとその1点、お聞かせ願えたらと思うんですが。

○議長（三谷喜好） 町長。

○町長（佐川秀紀） まず、法定外公共物というのは、議員さん、里道、赤線・青線ということを行いましたけれども、これは明治の時代に地籍簿を作りまして、国が全ての国の土地を図面を作ったということで、皆様方見たことあるかどうか分かりませんが、町が持っておる地籍簿につきましても、これは国が管理しておったということで、法務局に図面がございますけれども、見ていただきましたら、道の所は赤線、水路が青線ということで、これが、一般的に赤線・青線という通称になったわけなんでございますけれども、それを国土調査を行いまして、町が赤線・青線全て残しております。ただ、今の図面には色がついてませんから、一般の方が見てもなかなか分かりにくいんですけれども、そういった歴史がありまして、それが、平成17年に国が全部、日本全国管理をしておったんですけれども、17年に各市町村に委ねたということで、過去も今も一緒なんですけれども、管理については、受

益者ということで、地元は管理をしておったということでございます。それで先ほどの開発についてでございますけれども、用途廃止につきましては、現在もその用途廃止をしたいという方が申請する折に、水利組合であったり地域で利用しよる方が、それを利用していない、もう使えませんよということの承諾がいただければ用途廃止ができます。開発なんかで入っておる分につきましては、用途廃止して一つの集団の中に水路があったら、その水路を消すことができませんから用途廃止をするんですけれども、その折には代替地ということで、その水路であったり道であったり里道であったりするものは、団地の中の道路に代わるものとして、この赤線を取り込んでおりますということで了解がある。水路もそうです。水路も水路を代わりに作ること、そのことができる。もう全く使わない場合には、用途廃止ができます。その用途廃止の値段は、町が今は決めるんですけれども、地価よりは若干安いというか、それなりの評価で買収をして、町に費用として入っております。以上のようなことでございます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。そういう場合も、時価よりはかなり安いけども、町の方の収入としてはあるというふうなことでございますので、ある市町によりますと、もう積極的にこの法定外公共物をですね、もう機能がしてない分については売ろうというふうな動きもあるようでございますので、そのあたりも一つ検討していただくのも一つの方法じゃなかろうかというふうには思っております。私もこの質問をするにあたりまして、いろいろ調べてみてですね、そしたら、自分の例えば家の周りとか地域にどのぐらい里道があるんか、正直先ほど町長言われたみたいに、法務局の公図でも見ない限りはまず分からない、ほとんどの人がまず知らないんですね。これが里道だと、これが水路だというのは、まず分からない。そういうこともありますので、時代で今現在いらっしゃる高齢者の方が、一生懸命除草したり草刈りしたりですね、やっておりますけれども、この人たちの次の代になったときには、なかなかそこまで責任持ってやるかどうかというのも非常に不安でございますので、このあたりPRとまではいかないですけども、身の回りにはこういうところもあるのというぐらいのことはですね、区長会なんか等でもぜひお願いして、地域の方のボランティアといいますか、そういったものを促すような取組もしてみてもどうかというふうには考えております。以上で、この法定外公共物の維持管理については、質問を終わりたいと思います。2番目の、こどもまんなか社会実現のための再編でございます。これは、いよいよ調べていくうちにですね、同じく4月1日付けで施行されております、こども基本法というのがございますが、この中に非常に多く含まれてる内容を、このこども家庭庁は、実践的にやっていくというふうなことになるんじゃないかと思いますが、先ほど町長答弁にもありましたように、来年の4月ぐらいを目途にですね、大きな組織の変革があるということで、このこども家庭庁の中身についてもその中で網羅していく、していってくれるだろうというふうには思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、今現在は、ほとんどが子育て支援課の方でこういう内容については賄われているんじゃないかと思いますが、国の方の今の動きでございますが、まず、こども家庭庁が4月に発足をしたということで基本法も同じく施

行されたということですね、この中身をまず知らないで、なかなか再編その他についてはできないだろうなど。その中身についての、例えば、こども大綱というのを国が作ると。その大綱というのはどういうものかといいますと、今まで別々にあった大綱をですね、一つに一元化すると。1つには少子化社会対策大綱、2つ目には子供・若者育成支援推進大綱、3番目には子供の貧困対策に関する大綱、このあたりを一元化してですね、プラスアルファの要素ももちろん入れて、こども大綱というのを作る。これを作ればですね、各都道府県、市町が、それを勘案してこども計画を作る。こういう形に流れとしてはなっとるようでございます。したがって、まだこの大綱というのがですね、できておりません。国のスケジュールを見てみますと、年度末に法案提出ぐらいの形のものになっております。今はもう推進会議の中で、いろんな議論をされてるんだと思いますが、それで来年に向けて、本町の方にも、少しそういうものができるものであればですね、今回の質問という形ではございません。要望という形で、2つほどお願いしたらという点がございまして。こども基本法の第11条に、地方自治体はこども施策を策定しと。これ先ほど言いましたこども計画というやつですが、こども施策を策定し、評価するにあたっては、当該こどもの施策の対象となるこども又はこどもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする、これがこども基本法の11条に載っております。したがって、いわゆる今まではですね、子供に関するいろんな法案を作っても、当該者の子供が中に入っていない、そういう意見が聞かれてない、大人の目線で全て作られとるもんですから、なかなかスムーズにいかなかったところを国も反省しております。したがって、本町でこども計画を作るときにですね、ぜひこの文章にもありますように、対象者も入れということでございますので、子供や若者、子供というのは一応20歳ぐらいまでというのを対象にしておるようでございますので、当然若者も中には入ってきますが、そういった人の中に入れて、この計画法を作るといいう形が望ましいんじゃないかということで、1つこれは要望をしておきたいと思いますが、意見を聞く方法というのは、いろんな意見の聞く方法があるかと思います。今の時代でございますので、インターネットとか、インターネットを使ったアンケートとか、あるいは審議会に、先ほど言いましたように、子供や若者の参加をしていただいて、そこで生の声を聞くというふうなことです。あるいはパブリックコメント、子供や若者を対象にして、そういうパブリックコメントをするのもどうかと。あるいは中学校、小学校にアンケートみたいな配ってですね、どうですかというふうな意見を聞くような場。いろんな方法があると思いますので、そういうものをしっかり聞いた上で、こども計画を作っていただきたいなというふうな形は思っております。2つ目には、今、政府の方も、こどもまんなか社会実現に向けて、ものすごく力を入れております。23年度、こども家庭庁の予算というのは、4兆8,000億円もあります。2030年の前半ぐらいまでには、それを倍増するという計画も検討もされておるようでございますので、どれだけの内容が市町村に入ってくるのかというのは、なかなか想像もつかないようなものでございますけれども、いろんなことが想定しづらい所があるかと思うんですが、それをうまく運用できるような、あるいはその適用できるような、来年組織の変革に向けてはですね、していってほしいと。本文にもありましたように、機動的と

か機能的な、非常に効率のいい組織をですね、この1年弱かけて本町においても作っていただきたいなということを最後に要望いたしまして、本日私の2問の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（三谷喜好） 日野恵司議員の質問を終わります。換気のため、ここでしばらく休憩し、再開は10時45分にいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（三谷喜好） 再開いたします。12番面岡利昌議員。

○12番（面岡利昌） 12番面岡でございます。2問質問をいたします。まず1問はですね、地元の建設業もあるんですが、全般的な業者の存続についてをお尋ねをいたしたいと思います。人口減少による人手不足や物価高騰により、日本企業の大部分を占める中小企業、小規模事業者の存続が危ぶまれております。事業者の減少は、雇用や税収などに、地域経済に及ぼす影響は大きく、地元業者が健全に存続できるよう配慮することは、今後ますます重要になってくると思われます。人口減少社会にあつては、町外から移住者や事業者を誘致することも大切なことではありますが、それ以上に、町内業者を減少させないことが大切であります。そこで今回は、地域インフラの整備や維持管理を支え、災害時に最前線で安全・安心の確保を担う地域の担い手である建設業についてお尋ねをいたします。南海トラフ巨大地震など災害の発生が懸念をされている中、減災に向けた取組や迅速な災害復旧対応に、地元建設業者の存在は必要不可欠であり、受注機会の確保や育成の観点からも、発注の際には簡易型総合評価落札方式を活用することが望ましいと思います。そのためには、事業者の対象となる設計金額が1億円以上の工事とあるのを、5,000万円程度に下げてはどうかと思いますが、これは、5,000万に下げてもそんなに影響はないんですけれども、そういうことをしているよということを皆さんにお知らせするというような意味もあります。町長の御所見をお願いします。第2問、用地売買における土地の評価についてお尋ねをいたします。本町においても、公共事業に伴う用地買収や公有地売却にあたっては、不動産鑑定士による評価額等を参考に金額を算出していることと思います。大規模で高額なものについては、鑑定価格も参考に決定するのが当然と思われますが、小規模な低価格なものも含め、全ての物件に対して鑑定を実施しているのでしょうか。国の公示価格、県の基準価格、周辺の正常な取引価格等も参考になるとと思いますが、小規模で低額なものはどのような金額を算出されているのか、町長に御所見をお伺いいたします。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員の御質問にお答えします。はじめに、地元建設業者の存続について、入札制度に関する提案ですが、総合評価落札方式は、地域貢献等を評価項目に設定



できる面で、地元企業に一定の優位性を持たせるものですが、一方で、品質確保の観点から、価格だけではなく、新しい技術やノウハウといった要素が求められる工事を対象としており、技術力の高い事業者が有利となる面もあります。採用にあたり学識経験者の意見聴取が必要となり、発注までに時間を要する点も含め、慎重に運用する必要があることから、対象工事の設計金額を引き下げること、本方式の活用が進むとは一概には言えませんので、引き続き周辺自治体の実施状況や、他の入札制度とのバランスを踏まえ、検討をさせていただきます。なお、地元企業の受注機会の確保については、可能な範囲で町内に限定する地域要件を設定するほか、実績要件の緩和、格付での加算などにより対応しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。次に、用地売買における土地の評価についての御質問ですが、議員御指摘のとおり、売買価格については、不動産鑑定士による鑑定評価額を基準としております。しかしながら、財産規模が小さく、鑑定に要する経費を下回る恐れがある場合には、近隣類似地の取引事例や固定資産評価額等を考慮し算定できるとされ、財産規模に応じた算定を行っているところです。引き続き、適正な価格算定を行い、用地売買を行ってまいります。以上で、面岡議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12番（面岡利昌） 今説明をいただきました。総合評価方式、まず1問の方でございますが、地域の貢献度を評価項目に設定できる面で、地元業者に一定の優位性を持たせるものですが、一方では、品質確保の観点から価格だけではなく、新しい技術やノウハウ、また高い技術力の事業者が有利となる面もあるとあります。これは、そのとおりであろうと思いますが、これはですね、そういうことから言ったら、そういう方式を採って技術をちゃんと高める、高めないということはですね、普通の事業をされておる方は、そういう技術力が高まらないというふうにも考えられるんで、これは大いに結構でですね、技術力や、いろいろなことをやられることは私はいいことだと思いますよ。それとですね、そういうふうに、落札の評価方式との悪い、そういうデメリットであるということにはならないんじゃないかなというふうに思います。まず、町の登録をされる免許ですかね、それはですね、資格調査というってですね、2年に1回ちゃんとした書類を揃えて、こういう、うちは能力とか設備もありますという、そういうのを申請をされて、町がそれだったら町で行うぐらいな仕事は十分できるなということに基づいて、多分登録をされておると思うんです。そういう業者がおるわけですから、そうそんなに高い技術力、高層建築とかですね、そんな解体とか最先端をいくようなところは、もう非常にそういうことは要求されると思いますけれども、普通の通常の町の工事であれば、ちゃんと講習を受けて、いろいろな工事をこなしておればですね十分できる、また仕様書もあって設計書もあるわけですから、それを優秀な町の職員の皆さんが、監理監督をして設計書どおりに作らすということですから、そんなに技術力が高いんでどうのこうのということはないと思うんですが、そこら辺の説明をどなたでも構いませんからお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 町内業者の育成については、面岡議員さんがおっしゃるとおりでござ

いまして、面岡議員さんの質問の中に、簡易型総合評価方式を活用したらどうぞという質問があったから、それはこういう制度なんですよという回りくどい説明をさせていただいたということで、この方式も、もっともっと活用せいやということの答弁でございまして、町はほとんどが町内業者を指名でしておるといふうなことで、十分育成はしておるといふうに理解をしておりますのでよろしくお願いします。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12 番（西岡利昌） それとですね、そういう制度を採用にあたっては、学識経験者の意見の聴取とか発注まで時間が要するから、なかなかめんどいんですよということですよ簡単言ったら。ただ、これはその1件1件の工事にするのではなく、1件そういう総合評価方式という制度を作ったらもう、それはそれでよろしいんですか、そこら辺ちょっと分からないんで、お聞きしたいんですが。

○議長（三谷喜好） ちょっと質問の要点が分かりにくいんじゃが。いいですか。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 制度の問題を言うたことでございますので、御理解をいただいたらというふうに思っており、何も難しくしよるわけでも全くないんで、そういう簡易型総合評価方式というのは、そういうふうな、いろんな学識の人を聞いたりとか、そういう方法をもってするよというのが一般、うちだけじゃない、そういう要式ですので、先ほど言ったように、この方式にこだわってこうせいやという質問やったから、そういう答弁をさせていただいたということでございますので、業者の育成については、面岡議員さん言われるとおりのことと取り組んでまいります。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12 番（西岡利昌） そういうことでいいんだよと。地元業者。そこでですね、地元の人とか、そういう小さい企業、そういう人がやっていくためには、やはりですね、簡易評価方式とかなんか、そういうちょっと緩やかなのもあってですね、地元で事業所がありますよという人には、もう5点それでプラスしましょうとか、地元で雇用、いろいろな人を雇ってましますよというのは2点でしょうとか、集中豪雨があつて農免道路が土砂崩れがあつて、急いで除けてくださいよと言ったら、ただではないかもしれないが、ボランティアに近いようなんで除けていただいた人には2点加点しましょうと。その中でですね、技術が優れとるよという人も1点ぐらいはあげてもよろしいんじゃないかと。そういうことは考えられませんか。

○議長（三谷喜好） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） ただいまの面岡議員さんの御質問にお答えをいたします。まず、総合評価方式につきましては、先ほど来、町長の方が答弁申し上げておりますとおり、工事の内容によって、やはり技術力を求められる工事等につきまして、先ほど言いましたとおり、地域に、砥部町内にある業者さん进行评估する、また、今まで貢献してきた、災害等で貢献してきた内容等も考慮する。一方で、やはりこういう工事には、こういう技術力が必要ですよということを適正に評価するということで、両面で評価していこうという制度でございます。面岡議員さんが言われた地域性とか、そういうなのは格付のほうで、ランク付けをするときに、そういうふうなところで評価をして、Aランク、Bランクというふうに格付をして、こ

の工事にはAランクの方は入ります、こういう工事はBランクというふうな形で、優位性を持てるような評価をしておりますので、御理解をいただけたらと思っております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12 番（面岡利昌） いろいろな提案をさせていただきましたけれどもですね、町長もええところは取ってやろうというような感じに受け取れたところであります。いずれにせよですね、こういうことは大ざっぱに、前向きにとかいうことではなしに、それじゃこういう今の状況を踏まえてですね、今後大変な人口減少もあるんだろうし、いろいろあって大変なんですから、町としてあなたの意見もあれだけど、町としてもこんな考えも持つとるんですよというような対案とまではいかん、そういうことを言っていただければ、これは非常に、それじゃったらわしらがどうこう言うことじゃないなというふうに安心もできると思いますので、そういうこともまたぜひよろしくお願いをいたします。次に、2問の質問でありますがですね、これは結局、大ざっぱいうかアバウトいうんですかね。この金額、何千万とか何百万以上は鑑定士がいて、それ以下はというような、そういう線はないんですか。面積と金額。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） それについては、線引きがございません。金額のこっから以上、これ以上という、特に決まりはございません。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12 番（面岡利昌） それじゃあ、どういう面・形で、大きな金額とか面積は判断をされるんでしょうか。手順というか順序。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 用地の買収につきましては、やはり公平を期すというふうなことで、鑑定士という一つのやっぱり資格の持った方に対して、鑑定をしていただいた額というのが、我々が、以前と違いまして、今はそういうことでやっております。ただ、今面岡議員が言われるように、小規模も、鑑定額より小規模の買うほうが安いのに、それも入れるんかということ、先ほど答弁させていただいたように、臨機応変に標準価格だったり、売買事例であったり、相手の納得いく価格であれば、了承が得られるようやったら、もうそれで買わさせていただくということでございますので、御理解をいただけたらと思えます。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12 番（面岡利昌） 今説明をしていただきました。そういうふうに客観的に間違いのないような判断をして、こういうことはやっていくんだというふうに理解をいたしました。いろいろと答弁していただきました。ありがとうございます。以上で、終わります。

○議長（三谷喜好） 面岡議員の質問を終わります。4 番原田公夫議員。

○4 番（原田公夫） 4 番原田でございます。今回2点質問させていただきます。まず第1点目が、中山間地域における過疎集落の現状はでございます。総務省と国土交通省が実施した、過疎地域における集落の状況に関する現況把握調査によると、65 歳以上の割合が 50%以上を占める集落が、2006 年は全国 7,878 集落だったのが、2019 年には 20,372 集落に増加し

ています。地域別の割合では、四国圏の 42.9%が最も高く、次いで中国圏の 41.0%となっています。また、今後 10 年以内に消滅、無人化する可能性を指摘された集落は全国で 454 集落、いずれ消滅、無人化が予測されているのは 2,744 集落となっています。本町では、広田地域が過疎地域に指定されていますが、町内の各集落における現状と対策はどうなっているのか、町長の御所見をお伺いします。2 問目は、ひきこもりの現状と対策はでございます。内閣府の調査によると、外出をほとんどしない状態が長期間続くひきこもりの人が、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の約 2%にあたる、推計で 146 万人に上ることがわかりました。今回の調査では、ひきこもりになった理由の一つとして、約 5 人に 1 人が新型コロナの流行を挙げており、40 歳から 64 歳までの中高年層でみると、4 年前は男性が 4 分の 3 以上を占めていたのに対し、今回は女性が半数を上回るなど、社会環境の変化を示す結果となりました。厚生労働省では、ひきこもりの人や家族らの支援に役立てるため、2024 年度中にマニュアルを策定する方針とのことですが、本町におけるひきこもりの現状と対策はどうなっているのか、町長の御所見をお伺いします。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員の御質問にお答えします。はじめに、中山間地域における過疎集落の現状についての御質問ですが、まず現状として、昨年度の調査結果では、町内 63 の行政区の内、65 歳以上の高齢者が半数以上を占める行政区が、砥部地域に 12 地区、広田地域に 8 地区あり、広田地域においては全体の 7 割が該当する状況となっております。次に対策ですが、原田議員も御承知のとおり、令和 3 年度に砥部町過疎地域持続的発展計画を策定し、令和 7 年度までの 5 か年計画で、広田地域の人口減少率を 2.2%とする基本目標を掲げ、地域力の維持・強化を図っているところです。しかしながら、砥部地域においても全体の約 2 割の行政区が、高齢者率 50%以上を占める状況となっており、町内全体で、高齢化を抑制する人口減少問題に取り組んでいかなければならないと考えております。そのような中、愛媛県が、県民総ぐるみで取り組む、えひめ人口減少対策重点戦略を公表されました。本町におきましても、この重点戦略を踏まえ、現在役場内において、人口減少対策を検討する委員会を立ち上げ、全職員が問題意識を共有し、持続可能な砥部町を目指して取り組んでいるところでございます。次に、ひきこもりの現状と対策についての御質問ですが、ひきこもり問題については、長期化、高齢化が進み、80 代の親と 50 代の子が困窮する 8050 問題など、深刻な社会問題となっております。本町における現状ですが、保健師などが関わっている方は 10 名で、内 2 名が女性となっております。年齢層は、40 代以下が 9 名と若い方が多く、全員同居家族からの相談により支援に結びついたものでございます。原因につきましては、精神疾患や発達障害を背景とした、就職や人間関係によるものが多く、新型コロナウイルス感染症の流行が原因の方は、いない状況となっております。ひきこもりの年数は、10 年以上の方がほとんどであり、年数が経ってから相談につなげる場合も多いため、今後増えてくる可能性がございます。次に対策ですが、保健センター相談窓口を設置し、介護福祉課や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、本人や家族の思いを汲みながら、伴走型の支援をしています。必要に応じて、精神保健の専門家や社会福祉労務士につなげ、福祉サービスの利

用や社会復帰のための就労支援を行なっております。今後も、関係機関が連携し、情報共有を図りながら、切れ目のない支援を進めてまいりたいというふうに考えております。以上で、原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 原田議員。

○4番（原田公夫） 中山間地域における過疎集落の現状について答弁いただきましたが、昨年度の調査結果ということだと思いますが、私が調べました時点が今年の4月30日現在ということで、調べさせていただきましたので、若干数字のデータに違いがあるところもございました。麻生小校区では、高齢化率50%を超えているのが1行政区、田ノ浦ですか、75%。宮内小校区では1行政区、大角蔵52%。砥部小校区では8行政区、外山51.7、鶴ノ崎100、岩谷が50.5、大平が67.6、川上が72.7、二ツ木が50.0、千里が100、万年が73.8。広田地区につきましては、11行政区中8行政区が50%を超えておりました。篠谷が53.3、玉谷が56.4、中野川が76.0、仙波が80.0、多居谷65.7、総津1が71.4、総津2が59.6、高市が80という状況でございました。広田地域においては、高齢化率が平均でも57.7ということで、高くなっております。先ほど、令和3年の砥部町過疎地域持続的発展計画の御紹介いただきましたが、その中では、令和7年の過疎地域の人口目標が538人とされておりました。先ほど言いましたように、本年4月30日現在で既に529人ということで、既に目標値を上回る人口減少という現状でございます。過疎化が進んで、予定より進んでおるという状況にあらうかと思えます。また、町内全体で、高齢化を抑制する人口減少問題に取り組んでいかなければならないというような御答弁もいただきましたが、具体的にはどのような人口減少問題をお考えなのか、内容があるようでしたら。

○議長（三谷喜好） 副町長。

○副町長（岡田洋志） 原田議員さんの質問にお答えします。本年4月に愛媛県から、先ほど町長答弁でも申し上げましたとおり、人口減少対策重点戦略というのが公表されまして、それを受けて、庁内での委員会を、内部委員会を立ち上げたということでございまして、今現在鋭意職員の方で、その対策についての方針、あるいは戦略を立てておりますので、それがまとまり次第、また議員の皆様にも、御報告後公表させていただいたかと考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 原田議員。

○4番（原田公夫） 副町長の方から、県の人口減少対策重点戦略を踏まえて、役場内部で検討する委員会を立ち上げているというような御答弁いただきましたが、その委員会の構成等はこういったふうになっておるのか、またこの委員会で検討する内容はこういったことが例えば想定されているのか、分かればお知らせいただきたいと思います。

○議長（三谷喜好） 小中企画政策課長。

○企画政策課長（小中学） ただいまの原田議員さんの御質問ですが、今現在、人口減少対策検討委員会ということを立て上げて、砥部町の係長以上、主に係長以上の職員によりまして、各課1名ずつ出していただいて、プロジェクトチームを作っております。それに併せて、20代の若手職員の政策プロジェクトチームも加わって、この人口問題について今検討中でござ

ざいます。4月に発足いたしまして、現在2回会を開いております。全職員の提案いただきまして、約200件ぐらいの提案が今出ております。それを、今月中にどれを採用するかというのを決定していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 原田議員。

○4番（原田公夫） 現在2回ほど会をして、200ほどの提案が出ておるといようなことで、いい解決策が見つければいいというふうには思います。私の方でも若干、この高齢化に対する対策はどういったものがあるかというのを自分なりに調べてみました。高齢化で人口減少と相まって進むと、過疎ということでそれがまた一段と進むと、限界集落というような状況、集落機能の維持困難な集落というような状態が出てくるというふうに思います。それが原因の多くは、先ほど言いましたような過疎化による人口減少と高齢化、こういったことだと思います。そういった場合の対策、取組については、集落支援活動による高齢者の支援ということで、集落支援員制度を制定されております。これを取り入れて対策することはどうかと私の方では思っておりますが、まず、この集落支援員制度について御理解いただいているかどうかという点をまずお聞きしたいと思います。

○議長（三谷喜好） 岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 原田議員さんの質問にお答えします。集落支援員制度という言葉聞いたことがございますが、それを具体的にどういうふうに活用する、あるいは砥部町にその制度が合致するかどうかというのは、私どもの方では調べておりません。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 原田議員。

○4番（原田公夫） 集落支援員制度という制度でございますが、これは地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への目配りとして集落の巡回状況把握等を実施するというような支援員でございます。その支援員の中には、専任の支援員と兼務の支援員といった2種類ございます。専任の支援員につきましては、大体近隣では久万高原町と兼務の方では東温市辺りで実績がございます。久万高原町では9名ほどでしたか、東温市の方では4名ほど、そういった人がいるようでございます。この制度では、総務省の方で財政措置、特別交付税措置が行われると。その措置額につきましては、集落支援員1人あたり上限額、専任の場合は445万円、兼任の場合は40万円というような特別交付税の財政措置があるということでございました。こういった背景には、過疎地域等における集落対策の推進要綱というのが平成25年に作られて、昨年3月に一部改正がきております。その中で、集落対策としていろんな内容載っておりますが、市町村が専任の集落支援員を委嘱して、地域を活性化するというような内容でございます。その集落支援員の属性といいますか、現在多くなられている方が、大体約4割が60代、5割が元会社員や元公務員、元教員。これで、それらの約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動しておるといような構造でございます。この経費につきましては、集落支援員の設置に要する経費と集落点検の実施に要する経費、集落における話合いの実施に要する経費、地域の実情に応じた集落維持活性化対策に要する経費、こういったこと

に経費が使えるというようなことでございます。この過疎化措置のと、そういった集落支援員制度と、もう1点が地域創生活動のルールによる地域の活性化ということで、内閣府が地方創生を目指して、まち・ひと・しごと創生法というのが平成26年にできておりますが、これは人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的として作られております。それに基づいて、多くの企業や公共団体が、各地域の特色を生かした新たな産業の創出や農業法人の創設を行っております。そういったことによって、集落に将来の担い手となる若者を呼び込み、限界集落等を持続可能な集落へと再生するといったことがその取組として挙げられております。本町でも平成28年ですか、砥部町まち・ひと・しごと創生総合戦略というのを作っておりますが、この中でも一部だけ過疎化の地域に触れられておりました。それが、ちょっと不便に味がある田舎暮らし支援プロジェクトというような内容が出ておりました。小さな拠点づくり関連サービスとか、関連サービスにより新規雇用者をとか、あと本町の過疎地域であります峡の館のこと、国保診療所のことが書かれておりました。これらについて、平成28年ですからもう何年か経っておりますから、現状に合わなくなっている部分はあろうかと思いますが、それらについて作った計画について、どの程度まちづくりについて過疎地域の対象で事業といいますか、そういったものが現実的になっておるか、もしあるようであれば教えてください。

○議長（三谷喜好） 岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 原田議員さんの質問にお答えいたします。まち・ひと・しごと総合戦略におきまして28年度、そういう計画を立てておりまして、一つの柱といたしまして、その当時、地域おこし協力隊が3年間従事をしていただきまして、いろんな過疎対策、移住定住対策に取り組んでおったところでございますが、そちらの方は、もう退職されまして県外に行かれたということでございまして、その対策といたしましては、やはり原田議員さんが言われたとおり、広田地域におきましては、住民が利用するインフラが維持が困難であるということで、スーパーや交通の便といったところで、スーパーにつきましては、とくし丸の移動スーパーであったり、交通の便でいきますと、とべ温泉のバスを出したり、デマンドタクシーを運行したりという足の確保、とべ温泉行きのバスにつきましては、病院や福祉施設への送迎といったところもやっておりますが、やはりこれら地域の課題につきましては、地元区長さん、あるいは広田地域におきましては、地域審議会等の御意見を聞きまして、先ほど御提案のございました集落支援員制度であったり、内閣府の活性化制度であったり、そういったところを研修いたしましてですね、区長様あるいは地域審議会の皆様に御提案をさせていただいて、地域が求めている制度であれば、利活用に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 原田議員。

○4番（原田公夫） ぜひ活用していただきたいと思います。集落機能の維持困難な集落という定義になりますが、集落人口の50%以上が65歳以上で、集落機能の維持が困難というようなことが限界集落の定義でございますが、その集落機能というのはどういったことかと

いうと、農業や草刈りといった共同作業、水源や生活道路などの生活機能の維持、冠婚葬祭などの支えあい活動、神事や伝統行事などの伝統文化の継承といったようなことが言われております。本町におきまして、過疎地域の現況を見ますと、このときに限界集落の特徴というのがありまして、まず1点目が山間部に多い、林野率が80%以上の土地というようなこと。次に本庁までの距離が遠い、やはり20キロ以上になると、42.7%がそういった状況になってくるといふに言われております。また、集落の人口が少なくなるほど割合が高くなるということで、限界集落になると、9人以下になると42.3、10から24人でも32.3、25から49人でも16.3%。そういったふうになるというようなことがデータとして出ております。やはり1,000人以上になると、そういったことはないということなんですが、やはり50人ぐらいを境に大きく過疎化が進むというような結果が出ておるようでございます。そういった取組の中で、例なんですが、福井県福井市で、平成30年度に2名の集落支援員を配置して、集落の見回り、現状把握、住民支援を行ったということで、その内容ですが、集落支援員が高齢者世帯の訪問とか声かけ、地域行事の運営支援、農業支援を中心に活動しており、集落の問題の把握や高齢者の生きがい創出、行事や農業といった生活支援による集落機能の維持に貢献したというような例が出ておりました。もう一つ地域創生活動による地域の活性化の例として、兵庫県の篠山市、集落丸山という所の例なんですが、丸山地区は2009年の時点で集落人口が僅か19人、集落にある12戸の家屋のうち7戸が空き家という消滅寸前の集落であったと。2010年に古民家再生を手がける企業が、空き家をリノベーションして宿泊施設やレストランに改築し、農泊ビジネスとして集落丸山を開業したと。農家民宿や古民家の宿などに宿泊して日本の伝統的な暮らしぶりを体験したり、地域の人との交流を楽しめたりできる集落丸山は、年間800人は集客するようになり、消滅寸前だった集落に活気が戻っておると。それによって、人口も徐々に回復してきていると、こういったような事例もあるようでございます。そういったことで、過疎地域の進展が進まない方策につきまして、いろいろ先ほど調査報告があるということですので、結果が出せるようにやっていただきたいと思います。続いて、ひきこもりの現状と対策ということで、先ほど答弁いただきましたのは、本町の現状が保健師が関わっている事例で10人と、うち2人が女性で40代以下が9人いると。原因が、精神疾患や発達障害を背景とした就職や人間関係によるものが多いと。10年以上がほとんどというようなことで、先ほどは今後も増えてくる可能性があるというような御答弁をいただきました。全国と違うのは、新型コロナウイルスの感染症に関するものについては、本町では該当者がなかったというようなことであつたかと思います。やはり支援の方向としては、安心できる居場所づくりとか、医療とか福祉との連携などが大事であるということでございますが、先日新聞の方で、不登校やひきこもりで居場所のない小中学生を対象に、伊予市で6月1日から、子どもの居場所おおぞらというのが開設して対応するというようなことが出ておりましたが、本町ではそういった施設、対策しておる内容がありますか。

○議長（三谷喜好） 岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田恵子） 原田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。子供の居場所づくりというところでございますが、本町におきましては、児童館の方が、不登校の



子も児童館が開いているときは昼間来ても結構ですよということで、受入れをしております。あと学習支援の場といたしまして、スクールソーシャルワーカーの先生の方が、麻生地区の方にそういう場所を立ち上げて、今現在受入れをしているというお話も聞いております。以上で、原田議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 原田議員。

○4番（原田公夫） 児童館等でそういった取組をしておるといようなことでありますので、効果が出ることを期待しております。このひきこもりに関する、内閣府のこども・若者の意識と生活に関する調査、令和4年度分なんですが、そのの中では、ひきこもりの定義というのがございますが、準ひきこもりというので、普段は家にいるが自分の趣味に関する用事のときだけ外出すると。狭い意味のひきこもりというのが、普段は家にいるが近所のコンビニなどには出かける、自室からは出るが家からは出ない、自室からほとんど出ないといったもんがある。広い意味でのひきこもり、このような状態となって6か月以上かつ病気等を理由としないというのがその引きこもりの定義のようでございます。そういったことで、本町では現在10人ほどということでございますが、その調査の中でいろいろ出ておりました。その調査の結果をお示ししたいと思います。調査で、安心できる今の居場所をという質問では、15歳から39歳のひきこもりの人は、そうでない人に比べて家庭や学校、それに職場などのリアルな場を居場所と思う割合が高く、その一方で、SNSなどのインターネット空間を居場所ととらえる割合が高くなっているといようなことだそうです。どのような人や場所なら相談したいと思うかという質問では、誰にも相談したくないと答えたひきこもりの人が、15歳から39歳で22.9%、40歳から64歳で23.3%ということだそうです。理由を尋ねたところ、相談しても解決できないと思うからと答える人が、いずれの年齢層でも半数を超えて最も多く、相談や支援の在り方に課題があることをうかがわせる結果であるというふうになっております。15歳から39歳は、6か月から1年未満というひきこもりが21.5%。40から69歳は、2年から3年未満が21.9%ということです。その理由ですが、15から39歳では、退職したことというのが21.5%、人間関係がうまくいかなかった20.8%、中学校時代の不登校というのが18.1%、新型コロナウイルス感染症が流行したことというのが18.1%、学校になじめなかったというのが12.5%というのが、15から39歳の理由だそうです。40歳から69歳の年齢では、退職した後というのが44.5%、新型コロナウイルス感染症が流行したことが20.6%、その次が病気というんが16.8%、人間関係がうまくいかなかったというのが11.6%というような結果が出ておるようでございます。ひきこもりにつきましては若干、若い人の年代が多いということであったんですが、だんだんやはり高齢化をしておるとい現状が、あるようでございます。こういったことを受けて、ひきこもりを続ける人の割合が増えるようであれば、国としては働き手を失って、場合によっては生活保護受給者が増える可能性があるといようなことも言われております。以上のような調査結果出ておりますんで、今後の対策の参考としていただきますようお願いいたします。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 原田公夫議員の質問を終わります。1番高橋久美議員。

○1 番（高橋久美） 1 番高橋久美です。よろしくお願いいたします。議長の許可をいただきましたので、2 点質問させていただきます。1 点目は、誰もが投票しやすい環境を。近年の選挙では、全国的に投票率の低下傾向が続いており、大きな課題となっております。病气やけがなどで、投票用紙に文字を記入することが困難な人を支援する代理投票制度はありますが、障がい者や高齢者では意思疎通が難しい場合もあり、スムーズに投票できないケースも想定されるため、誰もが投票しやすい環境の整備に向けて、以下 4 点について導入を提案いたします。1 点目、投票支援カードですが、投票にあたって手伝ってほしい内容にチェックを入れ、入場整理券と一緒に係員に手渡し、スムーズに投票できる仕組みで、具体的には投票用紙に代わりに書いてほしい、投票所内を案内、誘導してほしい。他に気を付けてほしいことや手伝ってほしいことがあるなどの項目が記載されています。2 点目、コミュニケーションボード。これは、投票所内で予想される困りごとや手伝ってほしいことを、絵や文字で表示したものです。入場券を忘れた、投票用紙を書き間違えた、トイレの場所を教えてなどの困りごとを指さすことで、自分の意思を伝えることができます。3 点目、障がい者や高齢者、移動手段がない人の負担を軽減する移動期日前投票所の開設です。4 点目、障がい者手帳などの交付を受けている人が投票する際のタクシー代の全額補助。県内では、四国中央市で 4 月の統一地方選からこれらの制度を導入し、前回よりも投票率が向上しています。誰もが気軽に投票しやすい環境を整備し、投票率向上につながる取組として、高齢化が進む本町においてもいち早く導入してはいかがでしょうか。町長の御所見をお伺いいたします。2 点目です。砥部町文化会館の使用料金の見直しを。新型コロナの 5 類移行で、本町でもイベントや会議の通常開催が増え、コロナ前の生活に戻りつつあります。砥部町文化会館は、多目的ホールや各種会議室、図書館、郷土資料室などを備えており、無料駐車場やアクセスも申し分ないものの、十分に稼働していないように見受けられます。利用者からは、近隣市町の施設に比べると使用料金が割高で使いにくい、近隣並みに使用料金を下げることで利用も増え収益が上がるのではないかと意見も耳にいたします。アフターコロナで、ホールを使ったコンサートや教室の発表会、イベント、会議など多くの需要が見込まれますが、使用料金がネックとなり敬遠され、近隣施設に利用が流れているのではないかと考えております。町有施設であり、町民が優先利用することは理解できますが、町外からの利用に際して使用料金を加算することで割高感を抱かせ、稼働率が十分に上がらない原因の一つになっているのではないのでしょうか。近隣市町の貸館状況も調査の上、文化会館の稼働率並びに収益の向上につながるよう使用料金を見直ししてはいかがでしょうか。教育長の御所見をお伺いいたします。以上 2 点、よろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 高橋議員の御質問にお答えします。はじめに、誰もが投票しやすい環境についての質問ですが、高橋議員御指摘のとおり、投票率の低下が顕著になる中、高齢者や障がい者の方々に配慮した様々な支援の充実が必要であろうと思います。御提案いただいた四国中央市の 4 例ですが、投票支援カードとコミュニケーションボードの活用については、今後執行される選挙から導入できるよう準備をしております。移動期日前投票所につ

きましては、選挙管理委員会においても検討を進めておりますが、二重投票を防ぐためには、無線環境での投票システムの活用又は庁舎との電話確認により名簿照合が必要であるとともに、投票立会人や事務従事者の確保が課題となっており、費用対効果を見極めながら引き続き検討を進めてまいります。最後に、障がい者への移動支援についてですが、本町では、選挙に限らず障がい者へのタクシー利用助成事業を実施しており、現在のところ追加導入の考えはありませんが、障がい者に限らず高齢者を含めた交通弱者への対応について、移動期日前投票所と併せて検討してまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。2点目につきましては、教育長が答弁をいたします。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。砥部町文化会館の利用者は、新型コロナウイルスの感染が拡大するまで、年間約9万人を超える方に利用をしていただいております。これは、1日当たり約260人の計算となります。また、ホールの稼働率は約60%、会議室は平均して約50%で、2日に1回程度は利用していただいております、十分に稼働していないことは考えておりません。また、使用料金につきましては、施設のランニングコスト等を勘案して設定いたしますので、施設の規模や形態によって異なるものでございます。砥部町文化会館は、他の市町の施設と比べても一般的な使用料金であると考えておりますし、町内在住者とそれ以外の人に金額差を設けているものは、砥部町に住む人に対し便宜を図っているものでございますので、現段階での使用料金の見直しは考えていません。以上で、高橋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） 今後行われる選挙から、投票支援カードとコミュニケーションボードを導入していただけるとのこと。素早い取組に感謝いたします。高齢者の方も安心して投票できる環境が整うことを、うれしく思っております。検討を進めると言われた移動期日前投票所ですが、様々な問題があるのは理解いたしました。ぜひ、そうですね、高齢化が進む今の時代は、どの市町でも避けては通れない問題であると思います。交通弱者への対応も併せて、ぜひ実現していただきますように重ねて要望いたします。なお、障がい者のタクシー利用券の助成ですけれども、これは、ふだんの通院や移動の重要な手段です。限られた枚数でありますし、投票に行くとなりますと、行きと帰り2枚使ってしまう。ぜひ考えていただく際には、これは別途全額補助という方向で考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。誰もが気軽に投票しやすい環境の整備が、政治への関心を高め、誰もが平等に持つ1票を投じる機会を増やす貴重なきっかけになると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。また、ちまたでは衆院選が取り沙汰されておりますが、この制度をスムーズに利用していただくために、この投票支援カードとコミュニケーションボードの周知を図ることが、大事だと思っております。役場や公民館、文化会館、町内の障がい者施設、高齢者施設などに配布するとか、四国中央市では、ホームページからダウンロードして印刷できるようにもしておったと聞いております。担当課のお考え、いかがでしょうか。

○議長（三谷喜好） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） ただいまの高橋議員さんの御質問にお答えをいたします。先ほど言われました四国中央市などの先例等を、活用方法等、周知方法等をまた参考とさせていただきまして、ホームページ、また各町内の施設等、また広報等でもPRをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） よろしく願いいたします。次に、砥部町文化会館の料金の見直しの件ですが、現段階では考えておられないとのこと。先ほどのお答えですが、コロナ前のデータであると思います。ホールの稼働率は60%、会議室は50%でした。他市町の規模が違うから比較はできないとは言われましたけれども、少し低いような気もいたします。コロナ収束に伴い、徐々にそのように回復していくとは思いますが、オンライン会議の普及など、このコロナの4年間で利用状況もかなり変化しているのではないのでしょうか。このまま現状維持でいくのならば、今後の運営のために、個人や団体が、どのような理由で、どの施設を利用しているのか状況を把握して分析し、オンライン予約システムの導入や会館の利便性をPRする広報活動にもより一層力を入れていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ただいまの件でございますけれども、おっしゃられるように、やはり社会は変わってきております。社会の変化に応じて、いろんなことを考えていくということは大切なことだと思いますけれども、まず、使用料金に関しましては、砥部町が利用する利用者に対するサービス分を控除したというような形でですね、設定をしておりますので、先ほど答弁の中で、砥部町と砥部町外の人が差を設けているということに関しましては、合理的であるというふうには考えております。また、根拠のない感覚的なことになってしまいますけれども、金額差をなくしてですね、近隣市町の住民の利用を促進するというようなことになれば、反対に砥部町の利用者に影響がかかるというようなことも当然考えられます。これは、根拠のない感覚的なところでございますけれども、使用料金の見直しに関しましてはですね、文化会館だけ見直すということではなくて、やはり全庁的にバランスが必要だと思いますので、使用料金見直しにつきましては、定期的に見直すことが必要であるというふうに考えておりますので、全庁的な使用料金を見直すときにですね、高橋議員さんのおっしゃられたこと、十分に検討して計算の方をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） 後半の分も、ちょっとお答えいただけないと思うんですけれども。オンライン予約システムの導入と広報活動の件、ちょっとお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（三谷喜好） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） ただいまの高橋議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。まず、オンラインシステムの関係でございますが、昨年の文化会館の改修におきまして、今まではフリーWi-Fiの方でオンラインの方を使って利用をいただいていたんですが、有線を各部屋に置きまして、インターネットの方の活用がスムーズにいくように改修の

方は行っております。それと、部屋別の利用割合、そういったインターネットの方を改修した部屋の割合でいきますと、ふれあいホールにつきましては、町民の方が約60%の利用をいただいているんですが、視聴覚教室とか会議室3等につきましては、逆に町外の方が60%、会議室1は50%とそういった部屋の活用を現在いただいております。町外の方の利用者が少ないとは現在は考えておりませんので、御理解をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。以上で、高橋議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） オンラインの関係でございますけれども、御承知のとおり、予約システムですかね、システム、施設の予約システムというのを今年の10月に稼働させるようにしております。それと併せて、この議会でも御審議いただくようになっておりますけれども、キャッシュレス決済、そういうところを導入していきたいと思っております。それに併せて、当然広報の方もですね、十分していきたいというふうなことを思っております。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） とても何か先進的な取組だと思います。よろしくお願いいたします。広報活動ですけれども、むやみやたらにするのではなくて、どの部屋にどのような団体が利用しているとか、そういう分析も必要かと思います。今後の他市町との差別化を図るためにも、一度詳しくそういうものを分析して、戦略を立てて取り組んでいただくことを望みます。よく言われるんですけれども、イベント等で初めて本町を訪れる方なんですけれども、砥部町文化会館というのは、案内板が分かりにくいと言われます。国道から見える中央公民館と間違われて、そちらの方に行かれる方も多いです。原因としては、国道からちょっと中に入っているのと、役場の建物の色と同化しているためかとも考えます。これから利用者を増やしていくためにも、また、利便性のためにもですね、大きく分かりやすい看板等の見直しが必要かと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ただいまの御質問でございますけれども、大きくて分かりやすい看板ということ、そのとおりだと思いますが、反対に大きい看板というのは、交通に支障が出るというようなこともですね、当然考えられますので、そのあたりも十分に考慮してですね、検討させていただきたいと思います。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） 利用したくなるような素敵看板を期待しております。利用者のニーズをいち早く把握して、町内外の皆様に、砥部町文化会館並びに砥部町の施設を愛用していただけるように要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。御清聴誠にありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 高橋久美議員の質問を終わります。以上で、一般質問を終わります。本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれにて散会します。ありがとうございました。

午後0時6分 散会

## 令和 5 年第 2 回砥部町議会定例会（第 2 日）会議録

|                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                        |  |  |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--|--|
| 招 集 年 月 日                                                        | 令和5年6月9日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                        |  |  |
| 招 集 場 所                                                          | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                        |  |  |
| 開 会                                                              | 令和5年6月9日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                        |  |  |
| 出 席 議 員                                                          | 1 番 高橋久美                      2 番 日野恵司                      3 番 木下敬二郎<br>4 番 原田公夫                      5 番 柿本 正                      6 番 東 勝一<br>7 番 佐々木公博                      8 番 小西昌博                      9 番 佐々木隆雄<br>10 番 松崎浩司                      11 番 大平弘子                      12 番 西岡利昌<br>13 番 山口元之                      15 番 平岡文男                      16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                        |  |  |
| 欠 席 議 員                                                          | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                        |  |  |
| 地 方 自 治 法<br>第121条第1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長                      佐川秀紀                      副町長                      岡田洋志<br>教育長                      大江章吾                      総務課長                      門田敬三<br>企画政策課長                      小中 学                      商工観光課長                      森本克也<br>戸籍税務課長                      古川雅志                      保険健康課長                      岩田恵子<br>介護福祉課長                      堀潤一郎                      子育て支援課長                      田中弘樹<br>建設課長                      門田 作                      農林課長                      池田晃一<br>生活環境課長                      白形大伸                      上下水道課長                      松田博之<br>会計管理者                      田邊敏之                      広田支所長                      町田忠彦<br>学校教育課長                      伊達定真                      社会教育課長                      山本勝彦 |                                        |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 議会事務局長    藤田泰宏<br>庶務係長            東山泰久 |  |  |
| 傍 聴 者                                                            | 1人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                        |  |  |

令和5年第2回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- |       |        |                                                       |
|-------|--------|-------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 承認第1号  | 専決処分第2号の承認について<br>(砥部町税条例の一部を改正する条例)                  |
| 日程第2  | 承認第2号  | 専決処分第3号の承認について<br>(砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)            |
| 日程第3  | 承認第3号  | 専決処分第4号の承認について<br>(砥部町介護保険条例の一部を改正する条例)               |
| 日程第4  | 承認第4号  | 専決処分第6号の承認について<br>(令和5年度砥部町一般会計補正予算(第1号))             |
| 日程第5  | 承認第5号  | 専決処分第7号の承認について<br>(令和5年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号))     |
| 日程第6  | 報告第1号  | 専決処分第1号の報告について<br>(J A えひめ中央宮内集荷場解体工事の変更請負契約の締結)      |
| 日程第7  | 報告第2号  | 専決処分第5号の報告について<br>(砥部町文化会館・砥部町立図書館空調設備更新工事の変更請負契約の締結) |
| 日程第8  | 報告第3号  | 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について                              |
| 日程第9  | 報告第4号  | 令和4年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について                       |
| 日程第10 | 報告第5号  | 令和4年度砥部町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について                       |
| 日程第11 | 報告第6号  | 令和4年度砥部町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について                         |
| 日程第12 | 議案第25号 | 砥部町こぶし食堂条例の制定について                                     |
| 日程第13 | 議案第26号 | 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について                                |



日程第 14 議案第 27 号 令和 5 年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 議案第 28 号 令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

・散 会

令和5年第2回砥部町議会定例会

令和5年6月9日（金）

午前9時30分開議

○議長（三谷喜好） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 承認第1号 専決処分第2号の承認について

（砥部町税条例の一部を改正する条例）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第1、承認第1号、専決処分第2号の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。古川戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（古川雅志） それでは、承認第1号について御説明いたします。承認第1号をお手元にお願いします。承認第1号、専決処分第2号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和5年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次の専決処分書を御覧ください。専決第2号、専決処分書でございますが、令和5年3月31日付けで、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、砥部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。それでは、資料の新旧対照表で要点のみ御説明させていただきます。新旧対照表1ページを御覧ください。第34条の9第2項では、個人町民税の配当割額又は株式譲渡所得割額の控除につきまして、令和6年1月1日からの森林環境税の導入に伴いまして、所得割額から控除しきれなかった金額を森林環境税からも控除できることを規定しております。第36条の3の2第2項では、給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化を図る改正となっております。4ページをお願いします。4ページの第38条第3項から10ページの第47条の6第2項までは、森林環境税の導入に伴う規定の整備を行っております。町民税の均等割と併せて賦課し、徴収することや、納税通知書に森林環境税額を追記することなどを規定しております。13、14ページをお願いします。第82条第1号では、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードのことですが、この車両区分創設に伴う改正となっております。少し飛んで、26ページをお願いします。附則第16条では、軽自動車税の種別割の税率の特例としまして、グリーン化特例の延長や見直しを行っております。より環境性能の良い車両の普及を後押しする観点から、適用期限を3年間延長することや、軽課適用対象車両を電気自動車等に限定するよう段階的に重点化する改正となっております。その他、税負担軽減措置等法改正に伴う規定の整備や、項ずれの対応を行っております。専決処分書にお戻りください。6ページをお願いします。附則でございますが、附則第1条は、施行期日を定めております。附則第2条から7ページ第4条にかけましては、町民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置を設けております。以上で、承認第1号の説明を終わります。御承認賜りますようよろし

くお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、御起立をお願いします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

承認第1号は、承認することに決定をいたしました。

~~~~~

## 日程第2 承認第2号 専決処分第3号の承認について

（砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第2、承認第2号、専決処分第3号の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。古川戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（古川雅志） それでは、承認第2号について御説明いたします。承認第2号をお手元をお願いします。承認第2号、専決処分第3号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。令和5年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次の専決処分書を御覧ください。専決第3号、専決処分書でございますが、令和5年3月31日付けで、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。今回の改正は、政令の改正に合わせて、課税限度額の引き上げと軽減判定所得基準額の見直しを行っております。それでは、専決第3号、資料の新旧対照表により御説明させていただきます。新旧対照表1ページを御覧ください。第2条第3項では、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を20万円から22万円に改めています。2ページをお願いします。軽減判定所得の算定基準となる被保険者数の数に乗すべき金額を、2ページ中段、第23条第1項第2号では、5割軽減世帯につきまして28万5,000円から29万円に、3ページ第3号では、2割軽減世帯につきまして52万円から53万5,000円に引き上げる改正でございます。また、4ページ以降につきましては、対応する法令の規定の書きぶりとお合わせるものです。専決処分書にお戻りください。附則でございますが、附則第1項では、施行期日について、この条例は、令和5年4月1日から施行する。附則第2項では、適用区分について、改正規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までについては、なお従前の例によることとしております。以上で、承認第2号の説

明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、承認第2号は、承認することに決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第3 承認第3号 専決処分第4号の承認について

（砥部町介護保険条例の一部を改正する条例）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第3、承認第3号、専決処分第4号の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎） 承認第3号について御説明をいたします。お手元に、承認第3号を御用意ください。専決処分第4号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和5年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。専決第4号、専決処分書の方を御覧ください。令和5年の3月28日に第211回通常国会におきまして、介護保険の第1号保険料に係る低所得の高齢者に対する保険料軽減対策予算が成立したことに伴い、砥部町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。今回の改正内容でございますが、令和3年度から実施しております第1号被保険者の保険料の軽減につきまして、住民税非課税世帯の被保険者の介護保険料にあたる第1段階から第3段階の介護保険料の軽減を、引き続き令和5年度も実施するとした改正内容でございます。保険料額でございますが、第1段階の保険料が1万5,400円減の2万3,100円に、第2段階の保険料が1万9,300円減の3万8,500円に、第3段階の保険料を3,900円減の5万3,900円に軽減するものでございます。なお、この改正によりましてですね、第1号被保険者約2,800人、総額で3,800万円の軽減が図れるものと見込んでおるところでございます。附則でございます。第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行する。第2項、この条例による改正後の砥部町介護保険条例第4条第2項から第4項までの規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしております。以上、説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

よって、承認第3号は、承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第4 承認第4号 専決処分第6号の承認について

（令和5年度砥部町一般会計補正予算（第1号））

日程第5 承認第5号 専決処分第7号の承認について

（令和5年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第4、承認第4号、専決処分第6号の承認について及び日程第5、承認第5号、専決処分第7号の承認について、2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 承認第4号及び承認第5号について、一括して御説明申し上げます。はじめに、承認第4号の専決処分第6号の承認についてです。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和5年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。専決処分書を御覧ください。処分事項は、令和5年度砥部町一般会計補正予算第1号で、物価高騰の影響を踏まえた支援と、国保診療所の医療機器の更新に要する費用について、早急に事業を実施する必要があったことから、令和5年4月21日付けで専決処分したものです。内容につきましては、補正予算書の1ページをお願いします。一般会計補正予算第1号は、歳入歳出にそれぞれ1,131万3,000円を追加し、補正後の総額を86億1,809万4,000円としたものです。3ページをお願いします。歳出です。3款民生費の増額で、1項社会福祉費は、国保診療所の歯科用レントゲン装置更新の財源として、国保特別会計への繰出金64万9,000円を追加、2項児童福祉費は、物価高騰の影響を踏まえ、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給する関係経費1,066万4,000円を追加しました。2ページをお願いします。歳入です。財源として、14款国庫支出金を1,062万6,000円、15款県支出金を3万8,000円、19款繰越金を64万9,000円それぞれ増額しました。続きまして、承認第5号の専決処分第7号の承認についてです。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和5年6月9日

提出、砥部町長佐川秀紀。専決処分書を御覧ください。処分事項は、令和5年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号で、国保診療所の医療機器の更新費用について、早急に事業を実施する必要があったことから、令和5年4月21日付けで専決処分したものです。内容につきましては、補正予算書の1ページをお願いします。国保特別会計補正予算第1号は、直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ64万9,000円を追加し、補正後の総額を5,807万9,000円としたものです。3ページをお願いします。歳出です。2款医業費の増額で、国保診療所の歯科用レントゲン装置の更新費用64万9,000円を追加しました。2ページをお願いします。歳入です。財源として、8款繰入金を64万9,000円増額しました。以上で、説明を終わります。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は、1件ごとに行います。

承認第4号、専決処分第6号の承認について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

よって、承認第4号は、承認することに決定をいたしました。

承認第5号、専決処分第7号の承認について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、御起立をお願いします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、承認第5号は、承認することに決定をいたしました。

~~~~~

## 日程第6 報告第1号 専決処分第1号の報告について (JAえひめ中央宮内集荷場解体工事の変更請負契約の締結)

### (報告、質疑)

○議長（三谷喜好） 日程第6、報告第1号、専決処分第1号の報告についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。田中子育て支援課長。

○子育て支援課長（田中弘樹） それでは、報告第1号をお手元をお願いいたします。専決処分第1号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告い

たします。令和5年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、別紙の専決第1号、専決処分書を御覧ください。令和4年12月2日の第4回定例会で議決をいただきました、JAえひめ中央宮内集荷場解体工事の請負契約について、令和5年3月17日付けで、変更契約を専決処分しました。受注者は、株式会社岡崎工務店です。変更事項は、請負代金の変更で、変更前の請負代金額6,197万4,880円から90万880円を減額し、6,107万4,000円に変更したものです。なお、裏面に工事変更請負契約書の写しを添付しておりますので御覧ください。続きまして、右上に報告第1号資料とある記載の資料を御覧ください。ページ下段でございます。変更の理由でございますが、こちらにつきましては、外部足場及びコンクリートがらの数量に減少が生じたため、変更したものでございます。以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。以上で、報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第7 報告第2号 専決処分第5号の報告について  
(砥部町文化会館・砥部町立図書館空調設備更新工事の変更請負契約の締結)  
(報告、質疑)

○議長（三谷喜好） 日程第7、報告第2号、専決処分第5号の報告についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） それでは、報告第2号を御説明させていただきます。報告第2号を御覧いただけたらと思います。専決処分第5号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。令和5年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、別紙の専決第5号、専決処分書を御覧いただけたらと思います。令和4年3月18日開催の令和4年第1回定例会で議決をいただきました、砥部町文化会館・砥部町立図書館空調設備更新工事の請負契約について、令和5年3月31日付けで、500万円以内の変更契約を専決処分いたしました。受注者は、住所は松山市空港通四丁目3番43号、氏名が日機愛媛株式会社、代表取締役竹下明伸でございます。変更事項は、請負代金額の変更で、変更前の請負代金額1億6,610万円に85万2,000円を増額し、変更後の請負代金額1億6,695万2,000円に変更したものでございます。なお、裏面には工事変更請負契約書の写しを添付しておりますので、御覧いただけたらと思います。続きまして、報告第2号、資料をお願いいたします。砥部町文化会館・砥部町立図書館空調設備更新工事請負契約の変更についてというところで、中どころの2の1回目の変更契約についてでございますが、変更契約日が、令和4年12月16日付けで、第1回の工事の変更延長を行っております。変更後の工期につきましては、令和4年3月19日から令和5年3月31日まででございます。続きまして、3の2回目の変更契約でございますが、変更契約日が、令和5年3月31日付けで、請

負代金額の変更と工期の変更を行っております。請負代金額の変更につきましては、先ほど御説明をさせていただいたとおりでございます。また、工期の変更につきましては、変更後の工期は、令和4年3月19日から令和5年9月30日まででございます。変更の理由の所でございますが、半導体や樹脂材料等の需給が、世界的にひっ迫している影響などによりまして、空調機の制御用のインバーター2台の納入が遅延をしており、工期内に工事を完成させることができないため、工期を延長いたしました。また、工事にあたり、現地調査の結果や現場での施工状況等に応じて、施工箇所や方法、数量等の変更が生じたので、請負代金額及び設計図書の変更を行っております。なお、変更内容につきましては、裏面の一覧のとおりでございます。以上で、報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。以上で、報告第2号を終わります。

~~~~~

#### 日程第8 報告第3号 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について (報告、質疑)

○議長（三谷喜好） 日程第8、報告第3号、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 報告第3号について御説明いたします。株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社グリーンキーパーの経営状況を別紙のとおり報告する。令和5年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、別紙の第31期定時株主総会資料を御覧ください。はじめに、1ページをお願いします。こちらは4年度の事業報告ですが、今年度の要点としては、昨年度は、令和4年度は、間伐3か所、全伐1か所、支障木伐採など請け負ったことによって、林業収入が好調でした。このことは、後ほど御説明する黒字決算に最終的につながります。一方で、従業員が2名退職して5名体制となりましたが、新たな従業員の確保については、成果がなかったということが課題です。次に、3ページと4ページを見開きで御覧ください。貸借対照表です。この貸借対照表は、会社が設立されてから今日まで運用してきた資産の決算時の時点の状況を表しています。はじめに、左側の3ページの資産の部には、会社の資産の全貌が記載されてます。右の4ページには、その資産の元手、つまり財源が記載されてます。それでは、3ページの資産の部を御覧ください。1番上の科目Ⅰの流動資産、右から2番目の欄の決算額を御覧ください。流動資産の合計は、7,027万9,879円です。今期の特徴としては、その下の現金及び預金が、前期と比較して約2,000万円減額しています。この理由は、大型トラックを購入したためです。次に、その下の科目Ⅱの固定資産の決算額を御覧ください。固定資産の決算額の合計は、2,137万8,709円です。このうち、下から2行目の項目、車両運搬具が、前期と比較して約2,000万円増額しています。この理由は、先ほどの流動資産の裏返しで、大型トラックを購入したため、この車両運搬具の額が膨らんだものです。1番下の資



産の部の合計は、9,165万8,588円です。次に、右側のページ4ページをお願いします。1番上の負債の部を御覧ください。ここで計上している負債とは、返す必要があるものや、また近いうちに支払う必要があるものです。グリーンキーパーの場合は、有利子の借金はございません。あくまでも、会社の取引上必要な未払金など、無利子の負債のみです。それでは、科目Ⅰの流動負債の決算額を御覧ください。566万8,595円です。主な内容は、取引業者への未払金です。その下の、科目Ⅱの固定負債というのはありません。よって、負債の部の合計は、566万8,595円です。次に、その下の段、真ん中より少し下の純資産の部を御覧ください。ここで計上する純資産というのは、要するに自己資本のことです。返す必要がないものとなります。グリーンキーパーの場合は、科目Ⅰの株主資本のみで構成されます。1番右の構成比で示されてるとおり、この株主資本が全体の93.8%ですから、資産の元手のほとんどは出資金ということです。次に、その下の1資本金の欄に9,090万円とありますが、これは、会社を設立した当時の出資金の総額を表しています。その下の3利益剰余金がマイナスとなっております。つまり、グリーンキーパーには累積損失がございますから、ここがマイナス491万飛び7円となっております。したがって、本来の資本金から累積損失を引いた残りが株主資本の合計となります。その額は、先ほど申し上げた純資産の額で、8,598万9,993円です。1番下の、負債の部と純資産の部の合計が9,165万8,588円で、これは、左の3ページの合計と一致します。次に、5ページの損益計算書を御覧ください。この損益計算書というのは、会社の1年間の経営成績を表しています。1番上に記載している売上高から順に下に向かって、主に引き算をしていきながら、最終的に1番下の当期純利益を導き出します。それでは、1番上の科目Ⅰの売上高を御覧ください。これは、林業収入と運送収入を合計したものです。こちらの決算額は、4,777万2,005円です。前年比で約640万円の増額となっておりますが、主な理由は、間伐などの林業収入が好調だったためです。次に、科目Ⅱの売上原価というのは存在しません。その下の、科目Ⅲの販売費及び一般管理費を御覧ください。これは、会社が売上げを上げるために必要な経費のことです。この右のページ6ページに、その経費の内訳をお示ししています。この経費の決算額は、5,534万5,749円です。前年比で約290万円の増額となっております。その理由は、人員不足によって他社に委託した業務が発生したためです。次に、冒頭で申し上げた売上高から販売費及び一般管理費を差し引くと、営業損失が757万3,744円となります。つまり、売上げより経費がオーバーしていることになります。次に、科目Ⅳの営業外収益が89万2,098円です。これは、預金利子など本業以外の収益ですが、今期は雑収入が89万871円ありました。これは、先ほど申し上げたとおり、人員不足によって運送業務の一部を他社に委託したことによって、森林組合から入金された運送代を本来は運送収入に計上するんですが、そうせずに雑収入として計上したためです。その下の科目Ⅴの営業外費用はありません。よって、先ほどの営業損失にこの営業外収益を反映すると、若干プラスになります。経常損失は、668万1,646円です。次に、その下の科目Ⅵの特別利益ですが、737万6,733円です。これは、主に町からの補助金です。前年比で約230万円減っています。これは、前期と比較してキーパーの業績が向上したために町の補助金を減額したものです。その下の科目Ⅶの特別損失はございません。よって、先ほどの特

別利益を反映するとプラスになりますから、税引前当期純利益が 69 万 5,087 円となります。ここから法人税などを差し引いて、1 番下の当期純利益は、48 万 5,587 円となりました。以上が 4 年度の決算です。次に、8 ページをお願いします。令和 5 年度の事業計画です。5 年度の経営方針のポイントとしては、間伐や全伐などの本業以外、北川毛地区の農地整備事業に伴う支障木伐採に力を入れるとしています。また、若い従業員の確保を最大の課題と位置付けております。次に、9 ページをお願いします。令和 5 年度の収支予算です。1 番上の科目Ⅰの売上高をお願いします。前年比の増減が 184 万円の増となっていますが、これは先ほど申し上げたとおり、北川毛の支障木伐採など事業量の増加を見込んでいるためです。その下の、科目Ⅱの販売費及び一般管理費を御覧ください。前年比が 184 万円の増ですが、この理由は、主に林業機械の老朽化に伴う修繕費の増加、また業務の増加に伴う燃料費の増加を見込んでいるためです。その下の、科目Ⅲの営業外収益は前年度同額です。これは、主に林家へのダンプの貸付料などを見込んでいます。その下の、科目Ⅳの特別利益は、主に町からの補助金で前年と同額です。これらの結果、1 番下の当期純利益は 50 万円を見込んでおります。以上で、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。以上で、報告第 3 号を終わります。

~~~~~

#### 日程第 9 報告第 4 号 令和 4 年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

##### （報告、質疑）

○議長（三谷喜好） 日程第 9、報告第 4 号、令和 4 年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 報告第 4 号について御説明申し上げます。令和 4 年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について。令和 4 年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を、別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。令和 5 年 6 月 9 日提出、砥部町長佐川秀紀。別紙繰越計算書を御覧ください。本件は、令和 4 年度に議決をいただいた、繰越明許費に係る繰越計算書の報告です。5 事業、総額 1 億 2,256 万 8,000 円を 5 年度へ繰越したもので、その内容は次のとおりです。まず、宮内地区保育所誘致用地造成事業は、関係者との調整等に不測の日数を要し、年度内に完成できなかったため 2,525 万 8,000 円を繰越しました。次に、満穂駄馬簡易給水施設改良事業は、地元との調整に不測の日数を要し、年度内に完成できなかったため、4,756 万 9,000 円を繰越しました。次に、農地中間管理機構関連農地整備事業は、北川毛角谷地区の園地造成用地への支障木を伐採する事業で、関係者との調整に不測の日数を要し、年度内に完成できなかったため、2,000 万円を繰越しました。次に、町道上ノ山岩谷口線舗装補修事業は、隣接工事及び地元との調整に不測の日数を要し、年度内に完成できなかったため、1,320 万円

を繰越しました。次に、岩谷ロプー解体事業は、アスベスト除去作業の追加に伴い、年度内に完成できなかったため、1,654万1,000円を繰越しました。いずれの事業も、1日も早い完成を目指し、鋭意努力する所存でございます。以上で、報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。以上で、報告第4号を終わります。

~~~~~

#### 日程第10 報告第5号 令和4年度砥部町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

##### （報告、質疑）

○議長（三谷喜好） 日程第10、報告第5号、令和4年度砥部町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 報告第5号について御説明申し上げます。令和4年度砥部町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について。令和4年度砥部町一般会計予算事故繰越し繰越計算書を、別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。令和5年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。別紙繰越計算書を御覧ください。本件は、令和3年度から4年度に明許繰越しした文化会館空調設備更新事業で、交換部品の自動制御機器の納期遅延に伴い、年度内に完成できなかったため、1億7,201万2,000円を5年度に事故繰越ししました。本事業について、1日も早い完成を目指し、鋭意努力する所存でございます。以上で、報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。以上で、報告第5号を終わります。

~~~~~

#### 日程第11 報告第6号 令和4年度砥部町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

##### （報告、質疑）

○議長（三谷喜好） 日程第11、報告第6号、令和4年度砥部町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、報告第6号につきまして御説明申し上げます。お手元に報告第6号をお願いいたします。報告第6号、令和4年度砥部町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。令和4年度砥部町下水道事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり調製したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。令和5年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、別紙繰越計算書を御覧ください。事業名の欄、現場技術監理業務におきまして1,452万円、その下、下水道整備工事におきまして1億5,590万円、合計1億7,042万円を工事中の迂回路にあたり、地元との調整に不測の日数を要したため、

繰り越すものでございます。裏面の報告第6号の資料を御覧ください。現場技術監理業務で  
ございますが、こちらは、4月末に業務を完了しております。その下、下水道整備工事でご  
ざいます。事業内容欄の上から二つ目、公共下水道管渠布設工事69工区でございますが、愛  
媛県医療技術大学西側の布設で、6月末の完成を予定しております。次に、その下86工区で  
ございますが、拾町地区の布設で、7月末の完成を予定しております。次に、その下80工区  
でございますが、重光地区の布設で、こちらは、4月末に完成をしております。次に、その  
下70-4工区でございますが、愛媛県医療技術大学南側の布設で、7月末の完成を予定して  
おります。次にその下、舗装復旧工事でございますが、JAえひめ中央麻生支所の西側、県  
道194号久谷森松停車場線の舗装復旧工事で、こちらは、5月末に完成をしております。以  
上、報告とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。以上で、報告第6号を終わります。

ここで換気のため、暫時休憩をいたします。再開は10時30分の予定です。

午前10時18分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~

## 日程第12 議案第25号 砥部町こぶし食堂条例の制定について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 再開いたします。日程第12、議案第25号、砥部町こぶし食堂条例の  
制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） それでは、議案第25号について御説明いたします。砥部町こぶ  
し食堂条例の制定について。砥部町こぶし食堂条例を次のように定める。令和5年6月9日  
提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、裏面の2ページの1番下を御覧ください。提案理由で  
すが、砥部町林間休憩施設の名称を、砥部町こぶし食堂に改めるとともに、施設の管理を指  
定管理者に行わせるため提案するものです。この背景としましては、これまで、この施設を  
こぶしの家という通称で飲食を提供する場として運営していた団体があったんですが、メン  
バーの高齢化のため、令和5年3月31日をもって運営を終了したため、新たな運営団体を公  
募しようとするものです。それでは、改正内容について御説明いたします。別添資料の新旧  
対照表をお願いいたします。今回の改正は、御覧のとおり全部改正ですが、要点のみ御説明  
をいたします。まず第1条についてです。右側の現行では、設置の目的を主に休憩施設とし  
て位置付けていますが、改正案では、食堂として位置付けます。次に第2条ですが、その趣  
旨に伴って、現行では、施設の名称は砥部町林間休憩施設となっていますが、改正案では、

砥部町こぶし食堂とします。この名称の理由ですが、これまで林間休憩施設は、旧広田村時代から通称こぶしの家として34年間親しまれていたことから、そのこぶしという名称を引き継ぐものです。なお、その下の同条第2号の1なのですが、現行で総津159番地となっておりますが、これは錯誤によるものですので、このたびの改正案で正しく総津159番地1に改めます。次に、第3条です。現行では、この施設の管理に関する規定をしておりますが、改正案では、食堂としての事業内容を明確に規定しています。次に、その下の第4条です。現行では、貸館を前提とした利用の許可、許可申請についての規定をしておりますが、改正案では、指定管理者による管理を行わせるための必要な事項を規定しています。その他、所要の改正を行います。議案書の2ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。9番佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 一つお聞きしたいんですけども、あじさいというグループがね、長年やっておられて、なくなるというのは非常に残念なことだと思いますが、指定管理にすることによって従来施設管理費、例えば令和3年度でしたら77万2,379円というふうな費用を出してるんですけども、こういった費用についてはどういうことになるのでしょうか。

○議長（三谷喜好） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 佐々木議員の御質問にお答えします。まず、施設管理費っていうのはおっしゃるとおり、例年65万から70万程度毎年経費として発生しているんですが、指定管理者制度になりますと、これらの経費は町が払うんじゃなくて、指定管理者側の負担となります。

○議長（三谷喜好） 9番佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 併せて、使用料の収入というのが、例えば3年度でしたら33万7,000飛び40円というふうになってますが、当然この使用料というのは、もうなくなるというふうに理解したんでよろしいのでしょうか。

○議長（三谷喜好） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 御質問にお答えします。おっしゃるとおり、使用料は、歳入として砥部町には入ってこなくなります。

○議長（三谷喜好） 1番高橋議員。

○1番（高橋久美） こぶしを家の周辺には、複数の施設がありますけれども、ちょっと見たところ空き家状態なんですけども、ちょっと荒れた感じがします。道路からちょっと入ったところ、そうですね、植木とか少し荒れた感じがしますが、そういうのは整備した上で何かするんですかね。あの辺りも指定管理者が何か整えるとか、そういうふうな感じになるのでしょうか。

○議長（三谷喜好） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 御質問にお答えします。こぶしを家の周辺施設というのは、ふる

さと生活館と、あと陶芸舎があるんですが、高橋議員が荒れたように見えるとあるんですけども実際には運営しております。利用は確かに少ないんですが、ふるさと生活館は、峡の館へ出荷する団体があるんですが、お菓子やお餅などを作っておりますので、その施設の周辺の植木が伸び放題というのは、どの箇所のことをおっしゃってるのかよく分からないんですが、こぶしの家に近い所に雑木や杉の木が支障木として生えていたものは、令和4年度中に伐採をいたしまして、外観は整えたところです。以上です。

○議長（三谷喜好） よろしいですか。質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第25号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第13 議案第26号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について

#### （説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第13、議案第26号、砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。古川戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（古川雅志） それでは、議案第26号について御説明申し上げます。議案書をお手元をお願いします。議案第26号、砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について。砥部町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和5年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、裏面2ページをお願いします。電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る規定を追加するほか、所要の規定の整備を行うため、提案するものでございます。それでは、資料の新旧対照表を御覧ください。1ページ、第11条第1項では、印鑑登録証明書の交付につきまして、窓口でマイナンバーカードを添えて申請されたときは、印鑑登録証の添付を省略できることを規定しております。第11条の2では、多機能端末機によるコンビニ等への交付につきまして、移動端末設備、いわゆるスマートフォンのことですが、スマホでも交付することができる旨を追記する改正となっております。それでは、議案書にお戻りください。裏面をお願いします。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2の改正規定は、規則で定める日から施行することとしています。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第26号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思

いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 14 議案第 27 号 令和 5 年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 議案第 28 号 令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第 14、議案第 27 号、令和 5 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号及び日程第 15、議案第 28 号、令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 1 号の 2 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 私からは、一般会計の補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 27 号、令和 5 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号ですが、第 1 条では、今回の補正は 3 億 7,608 万 9,000 円を追加し、補正後の総額を 89 億 9,418 万 3,000 円としています。また、第 2 条では、地方債の変更について定めています。令和 5 年 6 月 9 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。歳出の主なものについて御説明申し上げます。はじめに、全般的事項として、物価高騰による保護者の経済的負担を軽減するため、保育所や小中学校などの 2、3 学期分の給食費を免除するために 5,945 万 6,000 円の財源組替えを行っております。それでは、項目ごとに御説明申し上げます。2 款総務費は、328 万 5,000 円増額します。庁舎駐車場の区画線の補修工事費 74 万 7,000 円の追加、地域おこし協力隊員の任用に伴う人件費など関係経費 199 万 5,000 円の追加などです。3 款民生費は、1 億 6,760 万 4,000 円増額します。物価高騰対策として、住民税非課税世帯に 1 世帯当たり 3 万円の給付金を支給するための関係経費 9,446 万 1,000 円の追加。麻生校区及び宮内校区に誘致する民間保育施設の整備に対する交付金の増額分 4,969 万 3,000 円の追加などです。4 款衛生費は、6,397 万 1,000 円増額します。新型コロナワクチン接種事業費 4,895 万 8,000 円の追加。人口減少対策として、不妊治療費や検査費用を支援する補助金 804 万円の追加などです。6 款農林水産業費は、6,532 万 2,000 円増額します。果樹園の生産基盤を強化するために、施設整備を支援する補助金 1,567 万 7,000 円の追加。原油価格、物価高騰対策として、ハウスの燃料費や肥料購入費を支援する補助金 4,179 万 6,000 円の追加などです。7 款商工費は、30 万円増額します。県と連携し、砥部焼業界を取り巻く環境のマーケティング分析を行うための関係経費 30 万円の追加です。8 款土木費は、6,576 万 5,000 円増額します。町道の補修工事費 6,000 万円の追加。五本松区の高野池を防災広場に整備するための進入道路用地購入費など、関係経費 512 万 8,000 円の追加などです。9 款消防費は、92 万 5,000 円増額します。女性消防団による全国女性消防操法大会の視察研修旅費 92 万 5,000 円の追加です。10 款教育費は、891 万 7,000 円増額します。小中学校の消火器の更新費用 63 万 9,000 円の追加、大南町民広場の排水対策工事費 367 万 3,000 円の追加などです。

2 ページをお願いします。歳入です。財源として、12 款分担金及び負担金を 5,397 万 3,000 円減額、14 款国庫支出金を 2 億 6,382 万 3,000 円増額、15 款県支出金を 1,882 万円増額、19 款繰越金を 9,690 万 2,000 円増額、20 款諸収入を 548 万 3,000 円減額、21 款町債を 5,600 万円増額します。4 ページをお願いします。第 2 表、地方債補正です。町道舗装補修事業の財源として、公共施設等適正管理推進事業債を 3,600 万円追加し、限度額を 5,980 万円に、また過疎対策事業債を 2,000 万円追加し、限度額を 5,770 万円に変更します。以上で、私からの説明を終わります。

○議長（三谷喜好） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、議案第 28 号、令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 1 号について御説明申し上げます。砥部町下水道事業会計補正予算書の 1 ページをお開きください。議案第 28 号、令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 1 号、第 1 条、令和 5 年度砥部町下水道事業会計の補正予算第 1 号は次に定めるところによる。第 2 条、令和 5 年度砥部町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出につきまして、第 1 款下水道事業費用、第 1 項営業費用を不動産鑑定委託料として 203 万 3,000 円増額し、4 億 5,378 万 7,000 円とし、支出合計を 4 億 5,704 万円とするものでございます。令和 5 年 6 月 9 日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、議案第 28 号の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 27 号及び議案第 28 号の 2 件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号及び議案第 28 号の 2 件については、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、6 月 16 日の本会議でお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれで散会をいたします。

午前 10 時 50 分 散会



## 令和 5 年第 2 回砥部町議会定例会（第 3 日）会議録

|                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                        |  |  |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--|--|
| 招 集 年 月 日                                                        | 令和5年6月16日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                        |  |  |
| 招 集 場 所                                                          | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                        |  |  |
| 開 会                                                              | 令和5年6月16日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                        |  |  |
| 出 席 議 員                                                          | 1 番 高橋久美                      2 番 日野恵司                      3 番 木下敬二郎<br>4 番 原田公夫                      5 番 柿本 正                      6 番 東 勝一<br>7 番 佐々木公博                      8 番 小西昌博                      9 番 佐々木隆雄<br>10 番 松崎浩司                      11 番 大平弘子                      12 番 西岡利昌<br>13 番 山口元之                      15 番 平岡文男                      16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                        |  |  |
| 欠 席 議 員                                                          | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                        |  |  |
| 地 方 自 治 法<br>第121条第1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長                      佐川秀紀                      副町長                      岡田洋志<br>教育長                      大江章吾                      総務課長                      門田敬三<br>企画政策課長                      小中 学                      商工観光課長                      森本克也<br>戸籍税務課長                      古川雅志                      保険健康課長                      岩田恵子<br>介護福祉課長                      堀潤一郎                      子育て支援課長                      田中弘樹<br>建設課長                      門田 作                      農林課長                      池田晃一<br>生活環境課長                      白形大伸                      上下水道課長                      松田博之<br>会計管理者                      田邊敏之                      広田支所長                      町田忠彦<br>学校教育課長                      伊達定真                      社会教育課長                      山本勝彦 |                                        |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 議会事務局長    藤田泰宏<br>庶務係長            東山泰久 |  |  |
| 傍 聴 者                                                            | 1 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                        |  |  |

令和5年第2回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- |       |        |                          |
|-------|--------|--------------------------|
| 日程第1  | 議案第25号 | 砥部町こぶし食堂条例の制定について        |
| 日程第2  | 議案第26号 | 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について   |
| 日程第3  | 議案第27号 | 令和5年度砥部町一般会計補正予算（第2号）    |
| 日程第4  | 議案第28号 | 令和5年度砥部町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第5  | 同意第4号  | 砥部町農業委員会委員の任命について        |
| 日程第6  | 同意第5号  | 砥部町農業委員会委員の任命について        |
| 日程第7  | 同意第6号  | 砥部町農業委員会委員の任命について        |
| 日程第8  | 同意第7号  | 砥部町農業委員会委員の任命について        |
| 日程第9  | 同意第8号  | 砥部町農業委員会委員の任命について        |
| 日程第10 | 同意第9号  | 砥部町農業委員会委員の任命について        |
| 日程第11 | 同意第10号 | 砥部町農業委員会委員の任命について        |
| 日程第12 | 同意第11号 | 砥部町農業委員会委員の任命について        |
| 日程第13 | 同意第12号 | 砥部町農業委員会委員の任命について        |
| 日程第14 | 同意第13号 | 砥部町農業委員会委員の任命について        |
| 日程第15 | 同意第14号 | 砥部町農業委員会委員の任命について        |
| 日程第16 | 同意第15号 | 砥部町農業委員会委員の任命について        |

日程第 17 同意第 16 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 18 同意第 17 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 19 同意第 18 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 20 同意第 19 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 21 同意第 20 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 22 同意第 21 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 23 議員派遣

・閉 会

令和5年第2回砥部町議会定例会

令和5年6月16日（金）

午前9時30分開議

○議長（三谷喜好） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第25号 砥部町こぶし食堂条例の制定について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第1、議案第25号、砥部町こぶし食堂条例の制定についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。山口総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（山口元之） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第25号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第25号については、林間休憩施設の名称を改めるとともに、施設の管理を指定管理者に行わせるため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、施設の維持管理費は町で負担しているが、食堂売上げは運営グループの収入になるのかとの質問に対して、令和4年度の売上げは約620万円で、全てグループの収入になっているとの説明がありました。また委員からは、指定管理導入までの見通しはとの質問に対して、担当課としては、年内に募集、選定を行い、今年度末までに営業を開始したいと考えているとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第26号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第2、議案第26号、砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。山口総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（山口元之） 総務産業建設常任委員会に付託されました議案第26号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第26号については、公的個人認証法の一部改正に伴い、印鑑登録証明書のコンビニ交付をスマホでも可能にするなど、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、不具合が起きた際の対応はどの質問に対して、コンビニ交付の実施主体は町で、システムが原因の場合、業者との契約条項に基づき別途対応を協議するとの説明がありました。また委員からは、最近全国でマイナンバーカードのトラブルが相次いでいるとの懸念に対して、今のところ、本町で同様の相談は受けておらず、システムについても、サンプルで確認を行っており、問題が見られないとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第27号 令和5年度砥部町一般会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第28号 令和5年度砥部町下水道事業会計補正予算（第1号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第3、議案第27号、令和5年度砥部町一般会計補正予算第2号及び日程第4、議案第28号、令和5年度砥部町下水道事業会計補正予算第1号の2件を一括議題といたします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました補正予算1件について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。議案第27号、令和5年度砥部町一般会計補正予算第2号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費では、少子化対策として県の補助金を活用し、出産後1年以内の世帯に、育児用品や時短、省エネ家電購入費用を補助する若年出産世帯応援金800万円を追加しております。教育費では、社会体育施設の利用予約システム運用に関わるキャッシュレス決済導入委託料ほか、関係経費66万円を追加して

おります。また、物価高騰による経済的負担を軽減するため、小中学校等の2学期3学期分の給食材料費を免除するため、国の交付金を充てる財源組替えを行っております。審査において、委員の中から、若年出産世帯応援金につきまして、30代以上の出産支援はとの質問がございました。県の事業メニューによりますと、29歳以下を重点的に支援する内容になっておりますとの説明が。委員からは、今後は両親の年齢に関係なく赤ちゃんへの支援をとの要望がございました。また、施設利用予約のキャッシュレス決済につきまして、委員から、高齢者にも使いやすいシステムかとの質問がございました。県でも導入しているシステムで、今までどおり窓口申請も可能との説明がございました。さらに、給食材料費の免除につきまして、委員から、来年度以降、無償化に向けた国からの情報はないのかとの質問がございました。自治体の財政力で差ができるのは好ましくなく、国が関与して全国一律でやるのが望ましいとの説明がございました。よって、議案第27号につきましては、適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上です。

○議長（三谷喜好） 山口総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（山口元之） 総務産業建設常任委員会に付託されました補正予算2件について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。はじめに、議案第27号、令和5年度砥部町一般会計補正予算第2号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、農林水産費では、原油価格や物価高騰の影響を受けている農業者に対し、負担軽減を図るため、燃料費や肥料購入費の一部を助成する補助金4,179万6,000円を追加しています。土木費では、高野池防災広場整備事業に関連して、進入道路用地の購入及び物件移転補償に係る関係経費512万8,000円を追加しています。審査において、委員からは、園芸用施設の燃料費助成について、栽培する作物はとの質問に対し、加温栽培が前提で、紅まどんなや、せとかなど高収益かんきつを想定しているとの説明がありました。また、肥料購入費への助成について、委員から、補助の対象となる期間はとの質問に対し、令和5年1月1日から12月31日までの期間が対象で、購入費用の39%以内で助成を行うとの説明がありました。さらに、防災広場の進入路について、委員から道路幅員はとの質問に対して、道路用地としても農地一筆の購入を予定しており、狭いところでも4メートルは確保可能との説明がありました。次に議案第28号、令和5年度砥部町下水道事業会計補正予算第1号は、公共下水道事業で、収益的支出を203万3,000円増額しています。支出の主なものは、下水道整備区域内の私道等について、正常価格を算出するための不動産鑑定委託料203万3,000円を追加するもので、特に委員からは質疑はありませんでした。よって、議案第27号及び28号の2議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は1件ごとに行います。議案第27号、令和5年度砥部町一般会計補正予算第

2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第27号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号、令和5年度砥部町下水道事業会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第28号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

|       |        |                   |
|-------|--------|-------------------|
| 日程第5  | 同意第4号  | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第6  | 同意第5号  | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第7  | 同意第6号  | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第8  | 同意第7号  | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第9  | 同意第8号  | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 同意第9号  | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 同意第10号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 同意第11号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 同意第12号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 同意第13号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第15 | 同意第14号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第16 | 同意第15号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第17 | 同意第16号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第18 | 同意第17号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第19 | 同意第18号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第20 | 同意第19号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第21 | 同意第20号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第22 | 同意第21号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |

(説明・質疑・討論・採決)

○議長（三谷喜好） 日程第5、同意第4号、砥部町農業委員会委員の任命についてから日程第22、同意第21号、砥部町農業委員会委員の任命についてまでの18件を一括議題といたします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 同意第4号、砥部町農業委員会委員の任命について。同意第4号から同意第21号までを御準備ください。次の者を砥部町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和5年6月16日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町重光414番地、氏名、河瀬利文、生年月日、昭和37年12月15日。提案理由、農業委員の任期が、令和5年7月19日に満了することに伴い、その後任の委員を任命するため、提案するものであります。ここからは、氏名のみを報告をさせていただきます。同意第5号、砥部町農業委員会委員の任命について、伊予郡砥部町三角160番地、門田幸一、昭和33年8月17日。同意第6号、砥部町農業委員会委員の任命について、砥部町高尾田1034番地、大野和博、昭和22年8月19日生まれ。同意第7号、砥部町農業委員会委員の任命について、砥部町川井1201番地、松村要、昭和30年3月3日生まれ。同意第8号、砥部町農業委員会委員の任命について、砥部町大角蔵70番地、竹内勝、昭和30年8月13日生まれ。同意第9号、砥部町農業委員会委員の任命について、砥部町宮内367番地、正岡英司、昭和34年7月9日生まれ。同意第10号、砥部町農業委員会委員の任命について、砥部町外山455番地、坂本勝美、昭和28年6月11日生まれ。同意第11号、砥部町農業委員会委員の任命について、砥部町北川毛882番地、越智守、昭和26年3月29日生まれ。同意第12号、砥部町農業委員会委員の任命について、砥部町大南796番地、福田康彦、昭和36年8月30日生まれ。同意第13号、砥部町農業委員会委員の任命について、砥部町大南1589番地、久保徹、昭和34年3月18日生まれ。同意第14号、砥部町農業委員会委員の任命について、砥部町岩谷口213番地、笹山準一、昭和30年4月19日生まれ。同意第15号、砥部町農業委員会委員の任命について、砥部町川登1000番地、三木恭子、昭和32年5月18日生まれ。同意第16号、砥部町農業委員会委員の任命について、砥部町万年481番地1、佐野淳子、昭和26年12月6日生まれ。同意第17号、砥部町農業委員会委員の任命について、砥部町満穂500番地、相原雄一、昭和53年9月8日生まれ。同意第18号、砥部町農業委員会委員の任命について、砥部町中野川777番地、日ノ岡光政、昭和27年8月5日生まれ。同意第19号、砥部町農業委員会委員の任命について、砥部町総津758番地、山田義秀、昭和36年10月20日生まれ。同意第20号、砥部町農業委員会委員の任命について、砥部町高市1632番地2、松尾利勝。昭和40年1月10日。同意第21号、砥部町農業委員会委員の任命について、次の者を砥部町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和5年6月16日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町宮内1885番地76、氏名、渡部智磨子、生年月日、昭和28年1月28日。提案理由、農業委員の任期が、令和5年7月19日に満了することに伴い、その後任の委員を任命するため、提案するものでございます。以上です。よろしく御同意賜りますようお願いを申し上げます。



○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案 18 件は、一括して討論及び採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。よって、本案 18 件は、一括して討論及び採決を行うことに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。同意第 4 号、砥部町農業委員会委員の任命についてから同意第 21 号、砥部町農業委員会委員の任命についてまでの 18 件について、同意することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、本案 18 件は、いずれも同意することに決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第 23 議員派遣

○議長（三谷喜好） 日程第 23、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。8 月 4 日、ANA クラウンプラザホテル松山で開催される愛媛県町村議会議長会、令和 5 年度第 1 回町議会議員研修会に全議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。団体からの要請等による、議会とまちづくりを語る会の、派遣期間、派遣場所、派遣議員については議長に一任を願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、ただいま申し上げたとおり、決定をいたしました。

お諮りいたします。委員長に閉会中の継続調査の申出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会に、それぞれ付託し閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、8日から本日までの9日間にわたり、連日、終始熱心な御審議を賜り、全議案を御議決、御承認いただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。御議決いただきました補正予算につきましては、町民の皆様の福祉増進のため、高いコスト意識をもって大切に執行させていただくとともに、物価高騰に伴う支援や少子化対策に係る経費につきましては、迅速な対応に努めてまいります。会期中、議員の皆様からいただいた御指摘、御提案につきましても、今後の町政運営に生かしてまいりますので、引き続き御指導をお願いを申し上げます。梅雨を迎え、気温とともに湿度が高まり、不快に感じる日々が続いておりますが、水不足への備えや農作物の育成のためには、梅雨も不可欠な季節の一つといえます。新型コロナの状況にもよりますが、本格的な夏に向け、マスク習慣を見直す機会と捉えていただきながら、町政の進展、地域の発展に、より一層の御協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 以上をもって、令和5年第2回砥部町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前9時54分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長      三    谷    喜    好

砥部町議会議員      原    田    公    夫

砥部町議会議員      木    下    敬 二 郎